

第六十一回 参議院 地方行政委員会會議録第十二号

昭和四十四年五月六日(火曜日)
午前十時四十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 内藤三郎君
理事 熊谷太三郎君
吉武 恵市君
林 虎雄君
原田 立君

委員 船田 謙君
増田 盛君
安田 隆明君
若林 正武君
竹田 四郎君
千葉千代世君
松澤 兼人君
和田 静夫君
阿部 憲一君
山田 勇君

国務大臣 自治 大臣 野田 武夫君

政府委員 自治政務次官 砂田 重民君
自治省財政局長 細郷 道一君

事務局側 常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員 大蔵省主計局主計官 秋吉 良雄君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査
(昭和四十四年度地方財政計画に関する件)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

昭和四十四年度地方財政計画に関する件及び地方交付税法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、昭和四十四年度地方財政計画に関する件について説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○国務大臣(野田武夫君) このたび、昭和四十四年度の地方財政計画を策定いたしましたので、その概要を御説明申し上げます。

昭和四十四年度におきましては、最近の経済情勢の推移に即応して、地方財政においても、国と同一の基調により、行政経費の重点化と効率化を推進し、節度ある行政運営を行なう必要があり

ます。地方財政については、かねてからその健全化と地方行政水準の向上をはかるため、各般の措置を講じてきたのでありますが、昭和四十四年度においては、以上のような基本的な考え方のもとに、住民負担の軽減合理化を行なうとともに、財政の健全性を確保しつつ、地方行政水準の一層の向上をはかり、あわせて地方公営企業の経営基盤を強化するため、所要の措置を講ずることとしたしたのであります。

昭和四十四年度の地方財政計画の策定方針及びその特徴について申し上げます。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等についてその軽減合理化をはかることとあります。これらの減税の総額は八百七十億円となるのであります。地方税の総額は、前年度に比して四千七百三十億円増の二兆七千九百九十八億円となる見込みであります。

第二は、最近における社会経済情勢の進展に對し、それぞれの地域の特性に応じて、町づくり及び地域づくりの事業を計画的に実施することとあります。

そして、その重点は、
(一) 地方道、下水道及び清掃施設の整備を促進すること、
(二) 土地開発基金の設置などにより公共用地の先行取得を推進すること、
(三) 人口急増地域における公共施設の整備をはかること、
(四) 交通安全対策を推進すること及び
(五) 過疎地域における生活環境施設等を整備すること

などに置いております。そのため、これらの事業にかかるとる地方債を重点的に増額するとともに、地方交付税の配分の合理化を一層推進することといたしております。

第三は、地方公営企業の経営の基盤を強化してその健全化をはかることとあります。たのため、
(一) 公営企業会計と一般会計との負担区分を一層合理化するほか、
(二) 地方公営企業に対する貸し付け資金の増額をはかることと、公営企業金融公庫の機能を強化することといたしております。

第四は、財政運営の効率化を進めるとともに、財政秩序を確立し、地方財政の健全化を推進することとあります。そのため、
(一) 行政機構の簡素化と定員管理の合理化をはかり、既定経費を節減すること、
(二) 昭和四十四年度の地方交付税の総額について、地方財源の確保に配慮しつつ、所要の措置を講ずること、
(三) 一般補助事業及び直轄事業について、地方債への依存度を引き下げることを、

四 国庫補助負担事業にかかる超過負担を前年度に引き続いて解消すること
といたしております。

なお、地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に對処するため、あらかじめ財源を留保することといたしております。

以上の方針のもとに、昭和四十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は六兆六千三百九十七億円となり、その前年度に對する増加は一兆三百四十六億円、一・八・五％となるのであります。

以上が昭和四十四年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(内藤三郎君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○国務大臣(野田武夫君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由と内容の要旨を御説明申し上げます。

昭和四十四年度の地方交付税については、地方団体の行政経費の増加に對処するため地方交付税の単位費用を改定し、基準財政需要額に算入すべき行政経費について経常経費と投資的経費との区分を明らかにする等地方交付税の算定方法を合理化するとともに、地方財源の確保に配慮しつつ昭和四十四年度分の地方交付税の総額の特例を設ける等の必要があるのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、地方交付税の算定方法の改正であります。

普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の内容容について経常経費と投資的経費の区分を明確化

し、特に投資的経費については、動態的な財政需要の算定を強化する等基準財政需要額の算定方法の合理化をはかるほか、市町村道、下水道等各種公共施設の計画的な整備及び公共用地の確保の促進のために要する経費その他給与改定の平年度化、各種の制度改正等に伴い増加する財政需要を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位の費用の改定等を行なうとともに、地方行政の全般的状況並びに過密地域及び後進地域における行政の特性に即応した財源措置の充実ははかつてまいりたい所存であります。

次に、地方交付税の総額の特例であります。

昭和四十四年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額から六百九十億円を減額するとともに、昭和四十三年度の補正予算により増加する同年度分の地方交付税のうち普通交付税の調整額の復活に要する額を繰り越して加算することができるとし、これに伴い、六百九十億円は後年度において加算することとしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(内藤三郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。細野財政局長。

○政府委員(細野道一君) お配りしてございます資料で、「昭和四十四年度地方財政計画の説明」という大きな印刷物がござります。先にこれで概要を申し上げたいと思ひます。

この一ページには、策定の方針で、ただいま大臣が提案理由で説明をしたことが書いてござります。

三ページに財政計画の数字の概要があつておりますが、歳入では、全体で、三ページの下にござりますように六兆六千三百九十七億、昨年に比べまして一兆三百四十六億増額になっております。このおもな内容は、地方税で四千七百三十億、地方交付税で二千七百七十九億、それに国庫支出金

が千九百四十六億、そういったようなものが大きな費目でござります。なお、地方債は昨年に比べて五百五十八億増額になっておりますが、後に申し上げます公営住宅の関係でござります。

四ページに歳出があつております。全体のトータルは先ほどの歳入と突合いたしてござります。内容的には、給与関係経費二千九百三億、それから一般行政経費千三百三十七億、それに投資的経費で四千五百二十四億、その中で公共事業が千五百九億、一般事業費、これは単独事業費でござります、それが千億、それから特別事業費——単独事業費で長期計画をつくって行なうものでござります。これが千八百二十一億、それから公営企業の繰り出し金で四百六十二億、こういったようなものが前年に比べてまして特に大きく伸びている点でござります。

それから五ページは、それぞれ前年度との歳入歳出の構成比でござります。歳入では、交付税と国庫支出金が昨年に比べて一割ずつ上下になつております。それから歳出のほうでは、給与関係経費と投資的経費が昨年に比べて一割ずつの上げ下げがござります。

それから六ページ及び七ページは地方税でございまして、すでに御審議をいただきました地方税法の一部改正で御承知の点でござります。

それから九ページに地方交付税の算定の基礎があつております。四十四年度につきまして国税三税の三三％が一兆三千八百四十二億九百九十九、それに四十三年度の特例措置分で五百五十億返つてまいります。六百九十億を減額をいたしまして、精算を三十一億三千九百九十九、それから特会におきまして借り入れ金の差が百三十五億ござります。

借り入れ金で百六十五億、返還金で二百九十億、差が百三十五億、それに前年からの繰り越し金六百八十四億一千二百万円、全体として本年度は一兆三千八百九十二億五千九百九十九という交付税の総額になつておるわけでござります。それから一〇ページは国庫支出金の内訳でござります。

それから一一ページは地方債の財政計画に關係のございます部分の内訳でござります。

先ほど触れました、一番右の下の欄でござります、五百五十八億ふえておりますが、おもなものは、公営住宅建設事業の三百三十四億、用地費の融資切りかえによるものでござります。あと、義務教育施設で単独分をふやしましたので百十六億、それから辺地対策事業で十七億、公共用地先行取得事業で七十億、こういったようなものがふえた分でござります。

それから一四ページに歳出の概要が載つております。

先ほど歳出のところで見いただきましたものを、さらに中身を分けたものでござります。で、先ほどと重複いたしますが、その分を避けますと、左のほうの給与関係経費の(四)というところに給与改善措置に必要な経費の増七百二十三億、うち地方費分として五百九十七億、七月から五割分という国の措置に伴つて計上いたしましたわけでござります。それから、それによつてまかないきれないものにつきましたは、まん中以下のところに、一般行政経費の一番下のところで、追加財政需要で昨年に比べて三百五十億減になつております。

昨年には八百五十億これを計上いたしてありますが、今回、五百億になりました。この五百億によつて、上で足りない分をまかなつていきたい、こういう考えでござります。

それから投資的経費では、公共事業費は、国の予算計上に伴う地方負担の増と、右のほうのまん中辺に特別事業費というのがござります。これは千八百二十一億ふえておりました。今回、自然増の部分を一部を充てまして長期計画の事業に充てての単独事業部分、それに対する財源措置を強化いたしました部分でござります。その分も費目ごとにそこになつております。

それから過密過疎対策事業につきましては、それぞれ調査の結果を参酌いたしまして増額をはかりました。それから公営企業の繰出金も、基盤強化のため

に増額を今回いたしております。

以下はそれぞれのいま申し上げました歳出の内訳でござります。

一六ページに、第九表 職員数の増減状況、それぞれの職員の種類ごとに計画人員を掲げてございまして、定員の合理化という欄が下から二つ目になつております。これによりまして八千六百八人の減をいたしております。反面、その上の欄にござりますように、一万八千人ほどの増をいたしております。合計して百八十三万五千七百七十二人というのが今回の計画、計上人員でござります。

それから一七ページからは、普通補助金の内容、それから地方債、公債費の算出の基礎、それから投資的経費の算出の基礎、それぞれ資料が内訳として載つておりますので、御参考までにござります。

それから引き続きまして、地方交付税法の一部を改正する法律案——青い紙がはさまつております、青い紙の二番目でござります。「地方交付税法の一部を改正する法律案」というところがござります。ちやうど十枚ほどめくつたところでござります。

「地方交付税法の一部を次のように改正する」といたしまして、「第十二条第一項の表を次のように改める。」、これは経費につきまして、今回、投資的経費と通常の経費を区分いたしました。それぞれの算定の合理化をはかるために、経費の種類を区分いたしました。経費の種類、測定

単位の表の改正でござります。それから、それが府県、市町村分とつづつと続いております。その一三ページに、「第十二条第二項の表」云々というところがござります。これは、都市計画費の測定単位のうち、「土地地区画整理事業の施行区域の面積」というものをやめまして、その需要は事業費補正によるように改めようとするためのものでござります。そのほか、昨年の繰り上げ償還公債費の区分によりまして年度を改めようとするものであります。

それから「第十三条第五項の表を次のように改

第二部 地方行政委員会會議錄第十二号 昭和四十四年五月六日 【参議院】

条項を覚え書きの中に入れるようになったか、その点をひとつ御説明を願いたい。
 ○國務大臣(野田武夫君)　ただいまの一月六日の私の大蔵大臣との覚え書き、その際、六百九十億の特例措置というのがありますが、その返還時期が一応四十五年度、なお情勢によつては六年、七年ということがありますが、大体その趣旨は、今後自治省の自主的な判断によりまして、地方財政の状況を見て自主的な年度間調整をするという考

をされると言いながら、お金のほうは相愛わらず向こうのほうの手に渡っている。こういうことで、私は自主的な年度間調整ということにはならないのではないか、こういうふうに思いますが、何かそれを保証する条件というものがついているわけですか。

○国務大臣(野田武夫君)　そういういろいろな配慮からいたしましての御意見もうなずけるのでございますが、私は率直に申しますと、今回の予算

固有の財源だということを明確に答弁している。いろんな節からいたしまして、私自身は、それは、四十五年度で総額加算するかどうかということにつきまして、いま検討いたしておりますけれど、これは加算すべしということになりますれば、自主的に判断して、必要があれば私は可能だと自信は持っております。

○竹田四郎君　こういう問題は、自治大臣の確信だけでは済まされない問題というふうに私は思い

か、国に貸したわけですね。このときにもたしかやつぱり覚え書き、両大臣の話し合いということ

【委員長退席、理事熊谷太三郎君着席】

今後こういうような特例は一切やめなすという話し合いを、これは野田大臣じゃなくて、前の赤澤大臣のときだと思ひますけれども、そういう話し合いをしたわけですね。この地方行政委員会の附帯決議でも、交付税額を減額するというようなことをしては困るという附帯決議もたしかつていて、こういうような二つの歯どめといひますが、そういうものがあつたにもかかわらず、やつぱり四十四年度は六百九十億を、実質的には貸した、こうなつてくると、ただ単に地方自治団体の固有の財源である、こういうふうには明瞭にして

○国務大臣(野田武夫君) しばしば御説明いたしておりますが、四十三年度四百五十億の特例措置、再びこれはやつちやいけないという附帯決議、よく存じております。私は、これは別にあなたのおこぼれに返すつもりじゃございせんが、その点をよく存じておまして、そこで今回の特例措置は、形はいわゆる貸す、借りることになつておりますが、内容は四十三年度とは違ふと私は思つております。当時、財政当局からそういう話がありましたが、まあ金を貸せとか、特別な措置

をしてくれとありますが、私断りました。ただ無定見に——無定見といひますか、金を貸しなさい——貸そうとか、貸すまいとか、そういうことは、前の申し合わせがあつたがあるまいが、また委員会の附帯決議があつたがあるまいが、地方財政をかつては国のほうに融通するといふことは、これは好ましくないといふ私自身は思つております。そこで、いろいろの折衝をいたしました結果、四十三年度の自然増収といふものが新たに加つて、それが七月数十億ある、こういうことを、これは一つはつきりしたのでございします。実はその当時、これは国がいろいろ財政計画の姿勢上、補正を組まないといふことでもございしましたが、私はそのとき補正を組むべしと、こういうことで、そのときははつきりした回答はありませんでした。私は補正を組むものだと、これは政治的感覚です

から、ここでもいま申し上げたとおり、私はそういう感覚を持つておりました。その当時、そういう意味においてこの六百九十億は、これは前の四十三年度のときの措置とは内容的に違ふのではないといふ私自身判断をいたしております。これはいろいろ御批判もありました、そうだからといつてどうということはありませんが、そこで次に申しました三三三の税率の問題と固有の財源といふことにつきましては、大蔵大臣がはつきりといふ委員会その他においても答弁いたしております。これは、これまた疑うと切りがありません。きわめて明瞭になつております。そこでその六百九十億を四十五年度で一ぺん地方財政に繰り入れて年度間調整をできないか、ごもつともだと思つております。思つておりますが、年度間調整のごさいしますから、そのほうが一番安全なこととございします。しかし、そのときに金がかかるか、要らぬかといふようなことも、無理に入れたあとで取れないといふようなことになりますれば、これはいろいろなことも考えなければならせんが、一応いま検討いたしておりますが、必要によつては、いまはつきりとしてこれ六百九十億が四十五年度に済みますといふことを私はなぜ申しませんかと

うと、その辺について財政上の内容について検討いたしておりますから、しかし、一応の御趣旨はもつともだと思ひますから、大体でございしたならば、そういう措置をこちらがとるといふ方針を組みますれば、六百九十億が四十五年度に全部加算されることも私はさう——どんな裏づけがあるかどうかとおしやればなかなかないもので明言できませんが、私はやはり政治的に可能だ、これは地方財政の情勢を見たときには、何年二年、三年延ばす必要はない。やはり四十五年度でもつて全額加算という態度がございしますれば私は可能だ、四十四年度の予算編成、その後の国会の論議、財政当局の姿勢その他を見まして、私はやはり政治的な感覚から見て、この政治的感覚では信用できぬのではないかといふおこぼれがございします。私は自分自身では、地方財政の状況によつては六百九十億四十五年度の加算は可能だと、これは一にかかつて地方財政の状況を判断して自治省が自主的にこれを取り扱うという方向でいきたい、こう考へております。

○竹田四郎君 この覚え書きの第三項ですか、この「当該加算額の一部を昭和四十六年度及び四十七年度に繰り延べ加算することができ」と、その話は両大臣の覚え書きをつくる前の話し合い、これは自治省のほうからこういふ趣旨でこの文言を入れるようにしたんですか。それとも、大蔵省のほうからこの文言を覚え書きの中に入れてくれといふことを言い出したんですか。その辺の事情はどうなんでしょうか。どつちが言い出したんですか。

○政府委員(細郷道一君) 端的に言つて両方だろうと思ひます。まあ覚え書きは、予算編成にあつて関係省の周で政府の考え方を整理したものでございしますから、それまでのいきさつでいろいろ議論になりましたこともあわせてあがつておるといふふうに御理解をいただきたいと思います。

○竹田四郎君 この文言がなければ、先ほど自治大臣のおっしゃつた四十五年度には返つてくる、

こういう確信を私も得られるわけです。ところが、御承知のようにこの一年間というのは、交付税率の問題あるいはそのベースになる国税、こういうことがたいへん大蔵省のほうから実は言われているわけですね。何とか交付税といふものを削つていこう、それから地方財政を国税の立場からの景気調整とか、そういうものに従属をさせようといふ考え方が大蔵省筋からきつて強く出てきたことは、これは御承知のとおりだろうと思ひます。そういうものは全国の各地方団体は、地方交付税は地方固有の財源である、こういうことで、全国的に大会まで開いて、これは私どもも自治省にはもちろんかなり強い要請として、地方の固有財源として確保しろといふことはかなり強く自治省あたりには私は要請があつたと思ひます。それにもかかわらず、四十六、七、この二年に繰り延べ加算をするといふことは私どもとしては非常にこの点に大蔵省の言ひ分が入つてきて、いま財政局長は、それは両方からだと、こういうふうには言つてゐるのですが、交付税は地方の固有財源であるといふ考え方に立つならば、これは当然大蔵省の言ひ分といふのはそれに入れるべきではないはずで、もしもそれを入れるといふことになると、今度はまたひとつ国の景気が過熱をするから、それをひとつ引き締めるために地方行政も協力をしなさい、こういうことになつてくる可能性が私は非常にあると思ひます。現実これが四十五年度に六百九十億といふものが返つたことを仮定いたしましたとしても、おそらく四十五年度の地方交付税額といふのは、いまの状態が進んでいく限りはまあ景気も当初心配されたような落ち込みといふものはないといふふうに考へてみますと、地方交付税額といふのはかなり伸びる、こういうことになりますれば、この三項の条項によつて大蔵省のほうからまた、税率は少なくとも変へることはできないといふことになつてくると、またひとつ金を貸してくれ、こういうこととで、実際上三三三の税率を落とすといふ。まあ

金は残りますよ。しかし現実にはその年度に交付さるべき総額というものは実際には事が落ちていく。こういうようなことになることを非常に心配しているわけですね。でありますから、私はこの四十六、四十七年度の年度に繰り延べて返すのだということになりまして、当然そこは大蔵省の意見というものがより強く入ってくる一つの道をあけておく、こういうことになるのではなからうか、こういうことを非常に危惧するからこそ、強く大臣にこの問題はどうかというのを私はむしろ要求をしているというわけなんです。そういう意味で、これは後ほどひとつ大蔵省のしかるべき方を呼んでいただきたいと思いますが、その点が明確にならないと、交付税というものが地方の固有の財源ではなくなくなっていく、そういう心配が出てくるわけなんです。でありますから、しつこいように一体どうなっているのか、政治的な解決というところだけでは、いままでも破れていくわけですね。四十三年度において再びこういう減額をするような措置はしないという約束をしていながら、しかも四十四年度でまたやっていく。こうなってしまうと、いまの国と地方との関係を見ても、ますます地方財政というものが圧迫をされてくる可能性というものが強く出てくるような気がします。そういう点で、この点はひとつもう一回、ほんとうに自治省だけの年度間調整というものが完全にできるのかどうか。これは来年またどうか、再来年どうなるかわかりませんが、そのときはまた明らかにしたいと思っております。その点をひとつもう一回明確にしておいてもらわないと、何か堤防がアリの穴によって潰れてしまっていくというふうな、そういう一つの非常な危険な個所があるような気がするわけなんです。そういう点で、再度ひとつ自治大臣に、どういふ保証の下にこれをやっていくのか。いまのところは何かにもありませんから、結局自治大臣の決意だけしか歯どめにならないというきわめて残念な状態でありまして、再度伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(野田武夫君) 私は、四十四年度の予算編成上、いま竹田さん御心配の地方財政の確立というところにつきまして、交付税の税率問題と、先ほど申しました交付税は地方財政の固有の財源だということについてはきわめて明瞭にしたつもりであります。いまだ御不満のようですが、私はこれ以上明瞭にするにはどうすればいいのかわからない、大蔵大臣がそう言うと言っておられるのを、これはまた証文でも書くか、書かぬか。それで、その点において固有財源ではないんじゃないかと、こういふおことばですが、私は、私どもの全力を傾けてこの際確立したいと言つて二つのことをやりました。一つは、

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕

さらに、将来やはりこういう特別措置、貸し借りなんかはやめよう、口先だけでなくて覚え書きでも書こうというので覚え書きを書いたわけなんです。そこで六百九十億の問題であります。これは六年、七年になりますと当然これは法律も必要でございます。そういう場合は御審議を願いますが、私はいまの私自身の政治的信念からすれば、それはあくまでも自治省の自主的な判断によつて調整していくということを私は堅持したいと思つております。いままでも私は自分の方針に従つて固有の財源という問題についてはぶつつかつたし、当然年度間調整も自主的にやるんだと、こういうことではつきりと私どもの自治省の姿勢を申し上げております。これにつきまして大蔵大臣もそれに近い答弁をいたしておりますし、いわゆる歯どめの問題でござりますから、御心配は私どもとしてむしろ感謝するわけですが、私自身としてはやはり確固たる方針のもとに貫きたい。まあこの地方財政の確立ということは大きな私どもの任務でござりますから、あくまでも私の政治的信念を、いわゆる年度間調整は自治省の自主的な判断において調整していくというところで貫きたいと思つております。

○竹田四郎君 大臣の御決意のほどは私も非常に、そういう強い御決意を持っていらつしやるというところについては敬意を表するわけです。問題は、交付税というものは大蔵省がにぎつておられるわけですね。交付税としてきめられるまでは三税なものですから、向こうににぎられるまでは六百九十億も向こうににぎられておられる。ところが金をまぎつておれば、あなたのおっしゃる決意はそのままだと、私も率直に受け取ります。しかし、金は向こうににぎつておられるわけですね。そういう点があるから私は、非常に心配なんだと、こういうふうに申し上げておられるわけですね。さらにいままでの議論を聞いていても、いま自治大臣は大蔵大臣の言つておることと自治大臣の言つておることと同じだと、こういうふうにおとりになつておられるかもしれせん。どうも私も衆議院の審議をいろいろ見えておられます。ちよつとズレがあるのですね。

大蔵省のほうには、あまりその交付税を地方の固有財源にしたいくない、腹の中ではしたくない。何らか大蔵省の自分の手で何とか操作できるようなふういものをもどかに残しておく、こういう気持が、大蔵省の答弁の中にあつたら、こちらにこちらと見えるわけですね。そういう点で、金は向こうが持つていて、しかもそういう意思があつたことが、こちらにこちらと見える。実際自治省もたいへん御苦労をされておられるわけですが、若干大蔵省に、向こうが金を握つておられるという点で、まあ若干あつたらこちらで押し切られておられる面もなきにしもあらず。予算の編成過程の中においてもそういうことが感じられる。そうなつてまいりますと、私どもは非常にそういう意味で心配なわけです。そこで地方制度調査会も、実は国の一般会計の中から地方交付税をこつちに出してやるのじゃなしに、国税を取つたときの整理資金の勘定から直ちにこちらに入れろというのを地方制度調査会でも答申をされているわけですね。こういうふうなすれ違いが、お金の金が大蔵省の手に渡らないで、税務署の集めた金が直ちにこちらに三三三三、こういう形で、地方の固有財源だ、こういうことは保証されるわけですね。この問題は、ことし大蔵省と自治省の間で、そういう問題については、地方制度調査会の答申に關して、その交付税のそういう整理

のしかた、これについてはどの程度話し合われたのですか。

○政府委員(細郷道一君) ずつと大臣折衝の間を通じて議論になりましたが、結論は出ませんでした。

○竹田四郎君 せっかく地方制度調査会を開いて、まあ私どももいろいろあり方の方がより正しい。そういうことがどうも大蔵省のほうから、まあ自治省のほうから強く要求されたのだから私は思ひますけれども、自治省がこれを要求しないということならますますおかしいことですから、当然要求されたと思ひますけれども、結局大蔵省のほうに付いてまゝとなつたかというところがあるだけに非常に心配なわけです。

それからもう一つは、自治大臣自体が年度間調整をやるといふこと自体は若干問題があるのじゃないか。これはむしろ地方自治体が地方財政法の規定に基づいて、各県なり、市町村自体が、ことしは金が多ければ、借りた金を返すなり、あるいは積み立て金にしておくなり、あるいはその地域の独自の行政、こういうものもお金を出してくるだらう。そういうところにいろいろ金を使う。当然自治省が年度間調整をみずから、府県市町村の意見も聞かないで、自治省の手だけでこの年度間調整をやつていく、こういう権限というものは、私はおそろしく自治大臣お持ちになつておられないと、こう思ふのですが、これは何か法的にそういう裏づけをいふべきか。

○国務大臣(野田武夫君) いま重要な点でござりますが、重ねてお答えいたしますが、交付税が地方財政の固有の財源である、自治大臣はそういう考えで、だいたい大蔵大臣との答弁に食い違ひが各所に出てきて不安だ、私はただそういう食い違ひのままだとあるにかかわらず、固有の財源を大蔵省が認めたとおっしゃる。そういうあいまいな点でありますが、私がかつては大蔵省もそうである、これは言えることではないのであります。そ

こで、先般いろいろ論議がございましたので、衆議院の地方行政委員会、先月の下旬でございしたか、大蔵大臣も出席いたしまして、そこで論議がございまして、はつきりと大蔵大臣は、衆議院の地方行政委員会において、地方交付税は地方財政の固有の財源でございまして、これを明言いたしております。私は、ただ希望とか、要望だけで、そういうのはつきりしたお答えはできない性格でございまして。その返事が、それもまた信じないというなら、これはとても、どうもこれも処置がないのですが、そういう明確な答弁をいたしておきますから、いずれにいたしまして、地方交付税の金というものはつきりと、地方財政の中に入るといふことはつきりいたしておきます。大蔵省がいろいろこれに対してかれこれ言うということは経過としてありましたが、きわめて明瞭になったと私自身は信じております。

そこで、第二の問題でございまして、自治省が自主的に年度間調整はどうかと、私も同感に思っております。これはどうしても自治省がやるべきでございまして、結局は、やり方としては当然地方自治体の意見を聞くとか、あるいは何と云うても地方自治体の意思を尊重しなくちゃ、自治省がかつてに独断でいゆる年度間調整をやるべきものじゃない。何かの方法によって当然地方自治体の意思というものを基づいて年度間調整をすべきだと、こう私は思っております。

○竹田四郎君 反論するよりでたいへん恐縮ですが、大蔵省が地方交付税は固有の財源であるというのを認めたからといって、この四十四年度のような措置が全然それとらないということではない。今度の場合でも、確かにこれは地方団体のお金なんだ。お金だけれども、しかし貸してくれ、こういうことで減額されているわけですね。大蔵大臣が固有の財源であるというのをそれだけ明言するならば、さき申し上げましたような、地方制度調査会の国税の徴収整理資金から直ちに自治省の会計に入れていく、交付税の会計に入れていくことは当然出てき

ていいはずなんです。それを、そういう点が保証されていないということになると、なるほど交付税は地方の固有の財源で、地方のものなんだけれども、まあひとつ二、三年貸しておいてくれ、それうすれば景気調整にも使えるし、地方財政、地方自治団体をいろいろ国のほうで言いたい方向にも持っていく、こういうような支配と介入とでここに使える可能性というのには残しているわけですよ。だからこそ私は、先ほどみたいな、かなりうるさいやつだというほどに、しつこいやらうだというほどにおそらく思っておられるだろうと思うのです。固有の財源だということを認めただけで、それで完全に自治省の掌中に握れるということじゃない。こぼれる場合があるいは何かかんと

かせつつかれて、まといつかれて、しやうがねえからというような場合も現実問題には起きてくる可能性もあると思う。そういう点を特に私は心配して、衆議院のほうの論議も完全に地方自治体の固有の財源であつて大蔵省のほうは全然手のつけようがないというやうな、そこまで確立されていらないのじゃないかというのをしつこいほど申し上げているのですが、それを申し上げておきたいと思うのですが、それから、その地方自治体のみずからの手によって交付税を配付して、交付をして、地方自治体みずからの手によって年度間調整をするように、私はむしろ自治大臣は指導を、そういう意味での指導を強化していかなければいけないのじゃないか。自治省が大蔵省の二の舞いをやって、自分のところに金を置いて、それで言うことを聞かないところにはやらないで、そういうことを聞かざるやうになつていけるように新聞ではときどき拝見するわけですが、私どもはね。たとえば昨年の、これはおやりになつたかどうか、これは新聞の記事でわからぬけれども、たとえば国家公務員の期末手当あるいは勤続手当のその額以上に出した府県、市町村に対しては特交を減らすかもしれない——これは減らしたかどうか、その後の新聞記事は私わかりませんが、どうしたかわかりませんが、そういう

ようなことをやることは私はよくないと思うんです。あくまでも地方自治体はその地域の住民の意思に基づいてやるべきことなんで、そう考えてみますと、私は積極的に地方自治体みずからの手年度間調整をやるような保証と指導というものを、むしろ自治省が指導をすべきじゃないか、こういうふうに思ふんですが、どうでしょう。

○国務大臣(野田武夫君) 竹田さんの御質問、くどいようだがどうかおっしゃいます、大事なことです。私から私にちつともくどいと思つていませう。私も、この機会にひとつ私の折衝をその結果、経過その他をちよつとお話をし、一応御参考にしたと思ひます。

いまお話しになりました、地方交付税を固有の財源だと言つても、大蔵省が握つて、実は同じやうなことでやつぱり大蔵省は自分の金と思つているんだと、まあ端的に言へばそういうことです。それは、四十四年度の予算編成期までは私はそうだと思つていて、事実、というのは、すでに交付税の税率を引き下げてという要求がありました。それから、固有の財源であるから特別会計にすべきだ、竹田さんと同じやうな議論を私は繰り返したんです。そこで、その点がなかなか理解ができないで、まあ結局は、いま申しました税率については一切手を入れないと、これは認めるというはおかしいんですが、交付税の税率には手をつけたいということになりました。第一項、そこで、この固有の財源であるかどうかということは、私も実は不安があつたんです。これは御答弁になるかどうか知りませんが、私は経過のことを申し上げませんと御理解がいかなければ、いまちよつと竹田さんのおっしゃるやうに、税率を引き下げてくれとか、金をどうとかいうことをしきりに大蔵省は言つておつた。私は断固としてこれは排撃した。まあいきさつは別として、先ほど申しました。そこで、いまの六百九十億のときも、私は四十三年度の自然増収その他、まあ補正予算の話をしたり、そこは先ほど申しましたが、省きますが、そこでこの固有財源にしません

と常に不安があります。お話のとおりであります。そこで、しばしば私はもう臨時国会以来、就任以来固有の財源だと、できれば特別会計にすべきだという意見を述べております。なかなかこれに對して大蔵大臣の答弁というものは必ずしも明確でなかつたんです。それを、いろいろな経過を経まして、結局その当時は私は竹田さんの御心配のような考え方が大蔵省にあつた、それは認めます。率直に言つて。しかし、だんだん折衝したり、それから国会の論議を重ねるに従つて、私は大蔵大臣が予算委員会のときもちよつとそのことに触れたと思ふんです。これは参議院の予算委員会、固有の財源に近いことばを言つておりますが、まだそこはあいまいでありました。そこでさらにこの問題は大事な問題だということで、衆議院の地方行政委員会では、大蔵大臣に、私はそう言ふものだから、あなた、そう言つても大蔵大臣はあいまいだ、呼ばう、けつこうだ、呼んでもらおう、二人して呼ばれて、そこで私の答弁——大蔵大臣は自治大臣の言つたとおりということばを使わずに、むしろ進んで、地方交付税はこれは地方財政の固有の財源でございまして、この明確に答弁いたしました。だから、いままでの経過において私は竹田さんの御心配、私自身も実は内心あつたのでございまして、大蔵大臣が明言いたしました以上は、これ以上疑つて、これは私は先ほどから申しますとおり、一応これは自分の何と云うか、交付税に対する考え方というものは貫いた、こう私自身は考へております。だからその点は、やはり不安だということを言われますが、それ以上私のほうではどうも、この書きつけ取つたつて同じことですが、まあ少なくとも委員会では責任大臣のいままでの態度がだんだん変化してまいりまして、最後にははつきりと大蔵大臣の口から、地方交付税は地方財政や固有財源でござい

ますという返事をいたしておりますから、もう追及する必要はないと私自身思つております。それから同時に、その当時なぜ特別会計の問題が成立しなかつたかということもちよつと申し上げ

げます。これは政治的でございますから、答弁に
ならぬかもしれません。私は当時から特別会計に
すべしと、予算編成の当時、大蔵大臣との折衝を
数回重ねました。しかし何よりも特別会計の前に
税率の問題を確保しなければいぬというところが
一つあったと、それからこれを固有の財源に
持つていかなければいぬと、これを費かされ
るということでもございましたから、それをまず固
めようと、作戦を多少変えた。しつこく言ってお
りますけれども、くどいけれども、そこはけんか
別れではなくて、一応二つの原則をきめておい
て、次には、やはりどうしてもこれはさらに安心
して持つていくには特別会計にしたほうが一番い
いと、いまでも思っております。これは今後の折
衝でございますから、これは固有の財源というこ
とを認めておりますから、大蔵省では同じじやな
いかと言われませんが、竹田さんのお考
え、私とそこまでは同じです。今後の折衝に持つ
ていきますと、しかし原則がきまらぬ、特別会計
といったって、なかなかこれはやってみまして、
いままでの両者の折衝というのは、非常に原則論
がきまっていなくて、やっていますから、なかなか
のときに煮詰まらなかったことは事実でございます
す。それから自主年度調整というものは、竹田さ
んの御意見は十分尊重したい。私はいまでも自治
省がかつてにやろうという自信を持っておりませ
ん。これは重大な問題でありますから、十分ひと
つ御意見を参考にいたしまして尊重したいと思
っております。

○委員長(内藤三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(内藤三郎君) 速記をつけて。
暫時休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩
午後二時三十三分開会
○委員長(内藤三郎君) ただいまから地方行政
委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。質疑のお
ありの方は順次御発言を願います。
〔委員長退席、理事熊谷三郎君着席〕

○竹田四郎君 大蔵省の方に尋ねたいと思つて
けれども、本年の一月六日の大蔵、自治両大臣の覚
え書きの第三項に、四十五年度に六百九十億は返
す——平たいうと返す。ただし、地方財政の状
況により、当該加算額の一部を四十六年、四十七
年に繰り延べて加算することができるとある。これ
は自治省側にお話いたしました際に、この条項
は大蔵、自治両方から一緒に話が出たのだ、こう
いうお話だったのでありますが、それは間違いござい
ませんか。

○説明員(秋吉良雄君) 御指摘のとおりでござい
ます。

○竹田四郎君 そりういたしますと、この三項の後
段のただし書き以降の問題は、大蔵省がどうい
う状況のときに四十六、四十七年度に繰り延べる
というんな前提とかそのときの条件とかそりう
うものを勘案してこのただし書き以降のもの
きたのだらうと思つて、原則論としては四十五
年に返す、そのときの四十五年度ないし十六年度
のいろいろな条件が想定されていると思つて、
そりうことは大蔵省のほうではどんなことを想
定されてた、たし書き以降の文章を合意されたの
か。

○説明員(秋吉良雄君) 御指摘のように、地方財
政の状況等に依りて、原則といたしましては四十
五年度において六百九十億を加算いたしますけれ
ども、四十六年度あるいは四十七年度、地方財政
の状況等に依りて繰り延べ加算することができ
るというところは御指摘のとおりでございます
と、どういふ基準というところはどこでござい
ますか、私ども頭の中にあるわけではございませ
んが、いずれにいたしまして、地方財政の執行にお
いてそれに支障がなく、また国、地方を通ずる財政
状況をその際勘案いたしまして、場合によつたな
らば四十六年度にするか四十七年度に加算する、
こういうことではございませぬ。

○竹田四郎君 私は基準ということばは使わな
かったつもりです。そのときの財政の条件がどん
なふうな状態になったときに——まあ一つの仮設
例、そりう仮設例でもつけようですが、どうい
う状態になったときに繰り延べをするのか。いま
のおことばの中でも、国の財政の状況等もある、
こりういふようなお話のように承つたのですが、
こりういふものも加味される、こりういふに考
えて間違ひございませぬか。

○説明員(秋吉良雄君) 四十五年度の地方財政の
運営について支障がなく、また国の財政状況から
見まして、国、地方を通ずる財政運用の円滑化
をはかる必要があるという場合がございしたな
らば、その際、四十五年度の六百九十億につ
いて、場合によつたらその一部を四十六年度、四十
七年度に繰り延べ加算するということではござい
ません。いずれにいたしまして、これは地方団体
の財政運営にとつても、また国の財政の運営に
とつても非常に重要なことではございませぬ。したが
いまして、その際には別途法律をもつて国会の御
審議を願ひ、こりういふことではございませぬ。

○竹田四郎君 別途法律をつくつて、そのときの
地方財政の状況、国の財政の状況、そりういふもの
を勘案して繰り延べの措置をするのだ、こりうい
ふに承つたわけですが、もう一つお聞きしてお
きたいことは、覚え書きの第一項に「別途地方交
付税の年度間調整の措置を検討する」というこ
とはございませぬけれども、これは大蔵省のほう
ではどのようになつておるのか、両者の
覚え書きでございませぬから、大蔵省のほうでは、
この年度間調整については当然相談があるとか、
あるいは意見は積極的に申し述べ、こりういふ
うに大蔵省のほうは理解されているかどうか、ど
ういふうに理解されているのか、この点をお尋
ねしたい。

○説明員(秋吉良雄君) 覚え書きのとおりでござ
いまして、年度間調整の具体的な内容について
は、今後自治省と十分相談いたしまして検討する
ことになるわけではございませぬが、年度間調整につ
いてはいろいろのニュアンス、それからいろいろ
な方法が考えられると思つて、いまの段階にお
いてどういった形の年度間調整ということの特
頭に描いてこの覚え書きを交換したのではなく
て、今後十分自治省当局とも相談いたしまして、
国、地方を通ずる問題、いろいろの問題を勘案し
つつ年度間調整の問題について十分慎重に検討し
たい、かように思ひます。

○竹田四郎君 そりうしますと、その点は大蔵省と
しては当然自治省と相談しながら具体的にどう
いふ形の形式なり手続なり、あるいはやり方な
り、そりういふものはその両者の合意でやりにな
る、こりういふうに理解してよろしうございま
すね。

○説明員(秋吉良雄君) 御指摘のとおりでござい
ます。

○竹田四郎君 政務次官にお聞きしたいと思つ
て、先ほど自治大臣は、この年度間の調整は
自治省が自主的にやつていくのだ、こりういふこ
とを大臣が答弁されたわけですが、私は先ほど
の点は非常に心配だつたわけなんです。いまの大
蔵省のお話を聞きますと、繰り延べの場合には、
地方財政の状況並びに国の財政の状況も勘案を
する、そりうして別途法律をつくつてやるのだ。ま
あ法律をつくるのは当然であらうと思つて、それ
からいふ第一項の年度間調整について、それは自
治省にまかしてあるというこじやない。そりう
しますと、当然先ほどの自治大臣の答弁とはかなり
ニュアンスが違つておるわけなんです。自治大臣は、
自治省が自主的に年度間調整をやるのだ。その点
私は非常に食い違ひがあるような気がしまして、
また大蔵大臣が、地方交付税は固有の財源だ、地
方団体の固有の財源だといふことを明言して、
その年度間調整を通じて実際には交付税の総額を
いじつていく、こりういふようなことが当然起
きてそりうな気がする。どうもその点、大蔵省と自治
省と、言つておるものが違つておると思つて、
政務次官、それはどつちが正しいと言つた
てこれは困るのですが、何が確定的になつて

のか、その辺はつきりさしてもらいたい。

○政府委員(砂田重民君) 先生に御心配をおかけをいたしております点は、実は私ども、やはり財源の年度間調整の問題につきましては、地方団体が自主的にこれを行なうことが最も好ましい方法だということに考えております。ただ国の財政も勘案してということにたいへん先生ごだわられたように私承ったのでありますが、国の財政を全く考慮に入れないわけにもこれははいりません。しかしながら、原則的には地方団体の自主性を十分保ち得るような方法で年度間調整のやり方を大蔵省とこれから検討いたしまして煮詰めていく。それはあくまで地方公共団体の自主的な運営ができるような方法でやるのだというところをつけ加えていただきたいと思います。衆議院の地方の委員会で大蔵大臣が明確にそういう答弁をなさったところでございまして、大蔵、自治の両省の間で意見の食い違いはございせん。年度間調整の具体的な方法については、これからまだ検討をいたさなければならぬことでありますけれども、地方公共団体の自主的な運営のできる、そういう考え方については、自治、大蔵両省の間に食い違いはございせん。

○竹田四郎君 あなたのことばを聞いていても非常に私は食い違いがあるように思ふのです。先ほど自治大臣は、これは地方の固有の財源なんだ。だから自治省自身が年度間調整については自治省の内部でやるのだ、こういうふうに言っている。しかしながら、いまのあなたの御答弁だと、やはり大蔵省、国の財政の状況と、そういう中で非常に一つのワクをはめられた中で自主的な運営なんだ、こういうふうにはしきれないわけですね。そうなりますと、私はやはり自治大臣に出てもらって、その点をつきりしなれば、何がほんとうで、何にわれわれは基準を置いてこれから交付税の問題を考えていくのか、地方団体は何に基準を置いて交付税というものを考えていたらいいのか、この辺の判断というものがまるつきりわからない。それは必然的に、地方団体の固有の

財源だということもいつの間にかどこかへ行ってしまう、そのときのことばにすぎない、こういうふうに思ふのですが、その点はどうなんですか。もう少しその点はつきりしてもらわなければ、固有の財源ということまでは、そんなことばの上でだけはこぎつけたけれども、実際の上ではちつとも固有の財源になっていない、こういうふうに思ふのですが、その辺ももう少し、自治大臣の先ほどの御発言とニュアンスが非常に違つておるわけですが、その点明確にしてほしいと思ひます。

○政府委員(砂田重民君) 私のことは足りませんで、あるいは先生に誤解をお与えしたかも知れませんが、大臣が御答弁をいたしました固有の財源であるということについては、もう自治省全体が当然そういうふうに考えているところでございます。したがって、先ほど私が申し上げました、大蔵大臣が衆議院の答弁で、固有の財源であるという点、年度間調整についても地方公共団体の自主的な運営ができるような方法で考えていくという答弁を大蔵大臣もしております。私どももその考えと大蔵の考えと食い違いはございせん。地方交付税というものは断じて地方固有の財源であるというように考えるのにささかの含みもありませんし、年度間調整、それから大蔵省と具体的な内容を詰める段階にいたしても、大蔵大臣の答弁を聞いてみても、私ども何の心配もなしに自主的な運営ができる年度間調整の方策が、両省の間で結論を出せる、そういう確信を持っております。さらにつけ加えて申し上げますと、自治省は地方財政の状況に支障を与えるようなことは断じていたしません。したがって、大蔵省が自治省に何か申しまして、地方財政に支障を与えることはできないことでもありますから、煮詰まらないときはいわゆる年度間調整の方策の結論というものは出ないわけでございます。私どもは地方財政の状況に支障を来さない固有財源としての考え方を貫いてまいりますし、大蔵省もその点については違つて見解を持つておるわけではな

○竹田四郎君 次官、交付税というのは、原則として単年度でそれを地方団体に渡していくと、こういうのが一応の原則です。それが景気の動向とか、何かそういうものに基づいていろいろ変わつてくる。ですから自治省のほうには、年度間調整というよりなことを、まあ一応地方自治体独自の年度間調整をするのじゃなくて、自治省のほうで干渉をして、そして権限もないのに交付税の総額というものを貸したり借りたり、かつてなことをする、こういうことを現実に行つておる。いまの次官のお話でも、大蔵省と相談しながらやるのだと、こう言う。大臣は相談をしながらやるのだ、こう言つておられます。自主的にやるのだ、こう言つておられます。たいへん違ふのです。

こういうふうなことで、固有の財源だということばは認めながらも、年度間調整を通じて、貸し借りを通じたりして、実際上には、なるほど交付税率は動さなくても、現実には六百九十億——これはいろいろな理屈つけていますよ。本来ならば四十四年度に使うべきものを、補正予算を組まないといふことで四十五年へ渡してしまつて、そこで六百九十億といふものを出して、地方団体に四十四年度には回していかない。このこと自体が一つ私は大きな問題だろうと思ふのです。それで六百九十億といふものを計算してみれば、結局大蔵省が言った、交付税率を引き下げたことと現実的に総額は大体同じになつておる。こういうふうなやり方ですと、どうも自治大臣が、一切地方交付税は固有の財源であつて、そしてまあ自治省自身がやるのはもちろん私もあると思ひますけれども、それでも自治省の自主的な立場で年度間調整をやると、こういう大臣のことばとあなたのことばとたいへん違ふのです。その辺はつきりそろえてもらわないと、私はどうも審議を続けて、だれの話を開いたらほんとうなのか、次官と大臣と違ふし、自治省と大蔵省と違ふ。一体どこにわれわれの判断の基準を設けたらいいのか私わからなくなつておるのですが、その辺をばしつとそろえてもらわないと、交付税全体の議論を進めていく上で話が同

じ基準に立つことができなくなる。こういうふう

に思ふのですが、どうなんですか。これは意見を

ばしつとその辺をしていただかないと進めていけ

ないと思ふのです。どうなんですか。

○政府委員(砂田重民君) どうもことばづかいの

ニュアンスの問題もあらうかと思ひますが、交付

税が固有の財源であるという考え方は当然のこと

でもあります。年度間調整の方策を自治省のみず

から責任をもって地方公共団体のよかれという角

度から、私どもの自主的な運営ができるような年

度間調整の方策をこれから検討いたします。検討

いたします途中、私はその相談というの、これ

は前もって大蔵省に相談しなければ、大蔵省に

お伺いをたてて相談をしなければ、それでなけれ

ばきまらないのか、それでは全く大臣の答弁とは

違つたとおっしゃるのでありますが、年度間調整の

具体的な方策のきめ方は自治省で当然これも自主

的に検討をこれからするわけでございします。最終

の段階ではやはり財政当局とある程度の相談は

やはりする必要がある。ただそれが、自治省が自

主的に年度間調整をできることを全く根柢から破

壊してしまふ、そこまでお考え及びいただかなく

てもいいんではないかという感じがするんですが、

大臣が御答弁いたしました趣旨と私も当然違つ

た考え方を持つておるわけではございせん。

地方公共団体の自主的な運営ができるような方策

をこれから自治省は自主的に検討してまいりま

す。

○竹田四郎君 先ほど大蔵省の方は、一項につ

て、別途地方交付税の年度間調整措置を検討する

といふことは非常に常識的に考えてよろしい、こ

ういふふうにおつしやつておる。常識的に考える

というならば、これをこのまま読んで常識的に考

えらうというならば、年度間調整の措置を大蔵、自

治両方で話し合つて検討してやつていく、こうい

うことだと思ひます。そして、一番根本的な問題

は、残念ながら自治省は金を握つてないというこ

とです。そういう勢力関係というものをベース

から除いてしまつて、ここにある金が自由に両方

でかつてに取れるというよりな状態じゃないわけ
です。ね。六百九十億に上ったって、大蔵省握っ
ちゃってわけですよ。いつ返すかというところは
大蔵省自身の判断で、いつ返ってくるのか、その
年次のきめ方というのは大蔵省の判断がかなり入
るわけですよ。そう考えてみますと、この自主的
に年度間調整をやるという自治大臣のことばも、
何かこれは非常に空虚な感じを私どもは受ける
を得ない。ただ、国民にあるいは地方自治体に、
ことばの上だけで納得するようにならうという交付
税、こういうものに変質していくところの一番最初
の芽をもうここでつくっているんだ、こういうふ
りに私ども思えてならない。それならそれではつ
きりと、どうも交付税、最近大蔵省がちよつと
を出して困るというところを明確に国民の前に発表
したほうがいいと思う。どうですか、もう少しそ
の点ははっきりさせてください。

○政府委員(細郷道一君) 交付税を削りそうだと
いうことは、もう昨年、一昨年、二年続けて新聞
紙上で十分国民に徹底していると思えますし、私
どももそれ反対でございまして、反対の立場
からこういう問題の提起について意見を述べてま
いりました。別に国民の前に隠そう、あるいは地
方団体の前に隠そうという気持ちは毛頭持ってお
りません。交付税が固有の財源だという、固有の
財源ということばをどう解するかというところに
よっていろいろ実は反対があるわけございまし
て、私どもは従来から地方交付税は固有の財源な
んだという意味でずっと使ってまいったわけであ
りますが、固有の財源ということばが、地方税と
同じようなみずから賦課徴収するようなのが固有
の財源だという解釈をいたしますと、交付税は
みずから賦課徴収いたしておりませんから、固有
の財源とは言えないと思えます。そこに大蔵省が
従来から固有の財源というにはちよつと云って
ちよつと云をしておった点があると思えます。し
かし、私どもは、固有の財源というのは、地方団
体に分けられた財源なんだということで、私ども
固有の財源と、こう言っているわけですよ。赤字だ

から黒字だからというよりなことで上下すべきも
のではない、制度的に理由があつたものとはとも
くとして、赤字だからやめなさい、落とせ、黒字
ならばふやそう、ふやすほうはなかなか言いま
せん、言ひませぬけれども、そういう種類のもの
でないという意味で、私どもは保証された固有財源
だということばを言っておたわけでございます。
先ほど来お話をございますように、大蔵省が金
を握っている、これは確かに国税で徴収されま
すから大蔵省が握っていると思えます。それを握
っているからこそ実は交付税率もいままで上がつて
いったわけですよ。握っておらなかつたら交付税率
を上げようがなかつたと思えます。そこは国と地
方の間でどういふ財源を分け持ち、どういふ賦課
徴収の形態をとるかというところをあわせてお考
えいただくかないと、なかなかこの問題は、中間的な
存在なものでございまして、本来ならば私ども
は地方税でほしい、交付税なんか少なくて地方
税の多いほうがいいという思想を根本に持つてい
るわけでありまして、したがって、交付税とい
うのはどういふ自主財源という立場から見
ますと中間的なものである、これは認めざるを得な
いわけでありまして、その中間的なものをもって、
どういふふうな地方に固有な財源のごとく運用さ
れていくかというところに実は私どもの苦心もあ
るわけでありまして、また大蔵省と意見の合わない
点もあるわけでありまして、そういうことで、交
付税は固有の財源であるというところは、私どもか
らすとそういう意味においては当然のことでは
ないだらうかというふうに考えているわけござ
います。

そこで年度間調整の問題でございしますが、交付
税法によりまして、三三〇は現在地方交付税であ
る、そうしてそれは固有の財源である、これは三
二〇を動かさない限りはそのまま固有の財源だ、
ただそれが各年度間にどういふふうな配分される
かというところは、これは別個の問題であらうか
と思ひます。それを実現しようと思ひますと、ほん
とくに自分で賦課徴収するという地方税の形態を

とらないと実際はむずかしいのじゃないか。これ
は、かりに特別会計にまっすぐ入れるといひしま
しても、現行の交付税制度のもとにおきまして
は、基準財政需要額と収入額を算定して、その差
額を交付するわけでありまして、年度末の三月
三十一日に、収納が全部終わつたところで計算し
てやるというところは技術的に不可能であります。
またそういうことをいひましたら、地方団体に
かえつて迷惑をかけるわけでありまして、したが
いまして、いまの制度のもとにおきましては国が賦
課徴収をいたしますがゆゑに、どうしてもその年
度間の配分についてはどうするかという問題は残
っているわけでありまして、そこに年度間調整とい
う考え方が出てくるゆゑに、私どもはやはり
場合に、年度間調整をするのに、私どもはやはり
地方財政の将来をどう持つていくかという角度か
らこれを検討すべきではないかという考え書きは
ただ年度間調整を検討するというだけでは約束
しておりましたが、中身は何も約束しておきま
せん。したがって、いまここで基準とか条件と
かおつしやられまして、実はこれからの研究事
項でありまして、いろいろ御意見のありました
ところをよく私どもも参酌しながら考えていき
たいと思ひますが、ただいまの段階で私どもが
考えておりますことは、地方財政をどういふ
に長期的に運営をしていくか。私は年々経済の激
しい変動にあたり大きく左右されないで年々向上
させていくようにしたいという気持ちで基本に
持つております。そういう形で自主的な年度間調
整ということを考えてまいりたいと思ひます。
か、こういうつもりで検討をいたしたいと思ひ
おりますが、まあ内容その他覚え書きに關する
ことは、先ほど申し上げましたように、検討する
ということだけが約束になつてゐるわけでありま
す。

○竹田四郎君 年度間調整をやることはいか
いかというところはまた一つの議論になります。
私は覚え書きの中で触れていることは、具体的
に年度間調整をどうするかというところ

いう議論の前に、大蔵省と自治省との關係はどう
なんだと、こういう覚え書きの条項が入つて
いるということは、大蔵省のほうから年度間調整等々
についていろいろ干渉がましい意見が入つてくる
可能性があるではないか。そのことを私は危惧し
てゐるわけですよ。だからこの点をはっきりし
てください。大蔵省に聞けば、私のほうも相談を
してということになれば、大蔵省の意見というの
が入つてくるのは当然です。私はその点を言つて
いるわけですよ。それともう一つは、大蔵大臣も固有
の財源だと言つたと、先ほど自治大臣は何か鬼
の首を取つたやうな、たいへん前向きな答弁を大
蔵大臣はしてくれたのだというふうな受け取れる
やうな形で御答弁いただいたわけですよ。ところが
財政局長の話だと、またどうも固有の財源という
考え方が自治大臣より一歩後退をしているやうな
印象を受けるわけですよ。固有の財源であるな
らば、ほかのほうからとやかく差し出がましい指
図を受けるやうな、そうしたくないものは、
自治省側としてはつくりたいことが必要だと私は
思ふ。これではまさに自治省が全国の各自治体を
動員して、大蔵省に地方交付税は地方固有の財源
なんだと、だからこの率を切り下げられるのは
たいへんだということで大動員して、大会まで開
いてそうしてやる必要というものはなくなつて
くる。地方団体というものは、あれまでわれわれが
やつて獲得したのだと、だからことしから地方交
付税もほんとうに地方自治体の一般財源として
使つていけるのだという希望を私は持つたと思
ひます。その点では自治省の私は努力は多しな
ければならぬと思ふ。しかし、今後の問題を考
えてみると、また大蔵省に差し出がましいことを言
われるやうな、そうしたくない、残している。こ
のことは私は大きな問題じゃないか。去年でさ
えこういう異例な措置は今年度限りでもう一切や
りませんと、はっきりおつしやつたわけですよ。こ
ういふ景気の過熱を警戒するとか、いろいろな
論議はありましよう。そして、結局六百九十億と

いもの形の上では認めた。こういうことで、私どもは非常に心配なんです。だからその点をもっとはっきりとひとつ、固有の財源であるし、自主的に年度間調整をやるというならば、その辺を明確にしてほしいということ。先ほどの財政局長の御答弁は、そういう点についてあまり触れておられない。

○政府委員(細郷道一君) 先ほども申し上げましたように三三%相当分が固有の財源である、これは明らかでございます。ただ、それがいかなる年度に帰属するかというところは、実は予算の計上のしかた、景気の見通し、税収の見積り方によつて違つてございまして、ですから年度途中に自然増収が出たり自然減が出たりするわけでございまして、私どもが年度間調整というところについて検討しようという気持ちになりましたのは、ここ数年の地方財政並びに景気の変動を見てまいりますと、地方交付税が必ずしも年々所期の程度に伸びてはいかないで、数年前は非常にへこんでしまいました、因つた時代もあつたわけでございまして、そういうことを考えてみますと、それは国の経済運営はなるべく一定の成長率をもつて円満に発達することを私どもも望んでおります。現実にはそういう税収がいつも伸びていけるばかりでなく、へこむこともあるわけでございまして、そういうときには、じゃへこんだときに、地方財政はへこんだままでもやるのかというふうなことに付いては、私どもやはり研究の余地があるのではなからうか。いままでここ数年の実際の経験に徴しましても、いつも、幸いにして去年、ことは伸びておりましたけれども、その前は伸びていない。その前は年々へこんでいた。国から金を借りた。その借りた金も実は返さないうえにまた借りた。その借つた金もまた返さないうえにまた借りた。固有の財源だ、自分の財源だというならば、自分で何かその谷を埋め山を削ることは考える必要はないのだから。へこんだときには出してくれ、高いときにはみなよこせというのでは、私はどうも自主的な固有財源というにはおかしいのじゃ

ないかという気持ちがありました。もとよりその地方財源の総量をどのくらいにすべきかという問題は別個にございましてけれども、一応三三%ということにいたしていただければ、そういうことも考えていいのじゃないかという気持ちで、実は私ども検討に値すると思つて検討しよう、こういうことにはいたしてあります。

もちろん、検討するといひましても、これから具体案をどういふふうにするか、私は地方財政の自主的な立場から、年度間の谷や山の都合も予想しながら、行政水準の引き上げを達成してまいりたいという気持ちでこの問題を検討してまいらう、こういう考え方でございまして、いろいろと実は御心配をいたしていただいているというところは御質問の中でよくわかるわけでありまして、どうも御心配になるようなこともいろいろこれから出るのじゃないかという気もいたしてありますが、そういうこともよく頭に入れて研究をしてまいりたい、かように考えております。

○竹田四郎君 だいたい質問のポイントと答へるポイントが違つておられます。私は年度間調整そのものをいふことで否定をして、年度間調整なるものはするなというところは、別にそれは強調していいわけでは、どこで年度間調整をするか、ある程度年度間調整というものはいまの経済情勢の中でやつていかなければならぬというところは、私はこれは当然なことだと思つて、それは自治省がやるのか、各自治体がみずからの手でやるのか、これはやり方はいろいろある。しかし私どもがいまここで問題にしているのは、この交付税に對して大蔵省のほうから差し出がましいいろいろな意見、指示——まあ、指示ならいいですが、干渉等々が起こりはしないかということなんです。それに対する歯どめがないじゃないかということ。それをさつから強調しているのです。だから年度間調整のあり方とか、年度間調整を、山と谷をどう平均化していくかというところは、これは当然のことでしょう。これは私も否定しているわけじゃない。よくわかつております。前段のほうをもう少し

し明確にしてほしいというのが、さつきからの私の質問の趣旨ですから、その辺、間違わないようにしてもらいたい。

○政府委員(細郷道一君) 年度間調整の必要性については、いまのお話でよく私もわかりました。それをやるにあつて、いろいろ国庫当局が言うのじゃないか、私、きつと言つてくると思ひます。しかし先ほど申し上げましたように、私どもはやはり私どもなりの考え方の上に立つてそれを貫こう、こういう気持ちでいるわけでございまして。先般結ばれました覚書は、検討しようということだけでございまして、

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕
その中身についてまだ話し合ひしておりませんし、相互に案をつくつておるわけでもございせん。したがひまして、そういういろいろな御心配になるような点も頭に入れたら、私どもは私どもの立場が貫けるようにといつて、せつかく努力をいたしておるわけでございまして。

○竹田四郎君 ですから、自治省の当局の考え方はわからぬことはないわけですが、しかし具体的な歯どめがないじゃないかと私は言つてゐるわけでは、これはことし初めてなら私はこれだけ強調しないのです。去年の例がありますから、特に私は今度の場合は——しかも今度もこういうことは今後やらないというふうなことを、大体同じように入れておるわけですから、少しも歯どめがないじゃないか。それはあなたがそういうふうにお考えになつたつて、ほかの者はちつとも、あなたの考えが全部ほかの人と同じ考え方であるかどうかかわからないんですよ。だからその辺に明確な歯どめをつくるべきだということを私は言つてゐるわけですよ。あなたの気持ちはわかりますよ、一生懸命やろうという気持ちはわかりますよ。その辺を明確にしてほしいというのですよ。

○政府委員(細郷道一君) この一月六日の覚え書きでは、そういうことを検討し合ひおろさないかというところが紙に書かれただけのことでございます。たびたび申し上げておりますように、それだけのことでございまして、そこでその内容の歯どめがどうだという議論は全然いたしておりません。先ほど竹田委員が質問の過程で、年度間調整はわれわれも否定をしないんだと、こうおっしゃると同じ程度の気持ちで、年度間調整を検討しようじゃないか、こういうことであつたわけでございます。確かに歯どめが要る。歯どめは、どういふ立場から年度間調整を主張するかということに実はかかつてくると思ひます。したがひまして、私は先ほど申し上げたまた抽象的なことしか申し上げられない段階でございまして、地方財政を自主的にこれから行政水準の向上をはかりながら、財政運営というものは、御承知のように、山あり谷ありの中をどういふふうにするか切り抜けていくかということも財政運営の大事な要素でございまして、そういう場合に行政水準をどう向上させていくかというふうなことを頭に置きながらやつていきたい、それがあつては歯どめの一つになるかもしれない、かように思つておりますが、その辺はなお検討事項でございまして、十分研究させていただきますと思ひます。

○和田静夫君 関連。この四十四年度の予算の編成過程において、いわゆる地方交付税法をめぐりいふ議論がありますように、大蔵省と自治省の意見の対立は、昭和四十四年の一月六日の大蔵大臣と自治大臣との覚書きという形で統一されたのでありますが、一体これは統一なのか妥協なのかというところが私はやっぱり一番大きな問題だと思ひます。けさはど来の質問と答弁を聞いても、その点ははっきりしません。また、衆議院の地方行政委員会の議事録を読みましたら、野田自治大臣の答弁はたいへんあやふやであります。したがつて、私はここで一ぺんはつきりしてもらひたいのは、意見の対立というものは平行線をたどつて、結局当面の妥協点として覚え書きができたのか。それは何といつても事地方交付税の本質、ひいては地方自治の本旨にかかわることであるがゆゑに、私は重大な関心を持たざるを得ないと思ひます。先ほど来議論がありますように

に、今後に与える影響というものもたいへん大きい。したがって、そのどちらにもとれそうなる答弁をされるということでは、実は前提がはつきりしませんから、具体的な論議に入っていくわけにいかないのです。自治大臣は、衆議院の地方行政委員会においても、またさほど来、大蔵大臣も地方交付税が地方公共団体の固有の財源であるということを確認した、こう再三述べておられますが、そうすると、大蔵当局の地方交付税に対する考え方はやはりそのように変わってきた、こういうふうに考えてよいわけですか。

○説明員(秋吉良雄君) 大蔵当局といたしましては、地方交付税の本質は何かということになりますと、やはり地方財政の調整のため一般会計から地方公共団体に交付する交付金であるという考え方にについては大蔵当局は変わっておりません。大臣が申されましたのは、先ほど財務局長から触れられましたように、現行制度のもとにおいては国税三税の三三三というものが交付税として地方公共団体にいくようになっていく。そういう意味においては、地方公共団体としては、国税三税の現行制度をたてまるとするならば、三三三は交付税として当然の権利がある、こういう意味において固有の財源であるというふうに御答弁したと思えます。

○和田静夫君 いまやつばりはつきりしたと思うのです。自治省と大蔵省の考え方、こんなに違いますよ。したがって、大臣に出てきてもらって覚え書きの結論について私に明確に答弁してもらい、こういうことではないとやっぱりこれ以上進みません。したがって、大臣来られるということとありますから、待たせてもらいます。

○委員長(内藤三郎君) ちょっと速記とめて。
〔午後三時十五分速記中止〕

〔午後四時五分速記開始〕

○委員長(内藤三郎君) 速記を起して。

○竹田四郎君 さっきの六百九十億の問題は、非常に重要な問題でありますだけに、きょうは一応その問題言っても、先ほどと同じような結果し

か期待できませんから、その次に入っていきたいと思いますが、今度土地開発基金を今年度取り上げて、六百億ですか、これをことしおやりになるわけですが、これはもちろん交付団体にはいくわけですが、不交付団体のほうはどういうふうに取り扱うつもりですか。

○政府委員(細郷道一君) 交付、不交付を問わず基準財政需要額に算入をいたします。その団体の基準財政需要額が収入額を上回りますればその団体に交付税がいくという一般の交付税のルールに従うわけでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、大体六百億というふうに地方交付税で見積もることなんですすが、大体どんなふうに六百億が分けられていくのですか。

○政府委員(細郷道一君) 六百億は基準財政需要額として計算をするわけでありまして、大体府県分で二百五十億、市町村分で三百五十億と、こう考えております。府県は標準県で百億、市町村は標準団体——十萬団体で約一億と、こういう基礎で計算をいたします。

○竹田四郎君 十萬都市で一億。しかも、何かこれはことしだけの措置だというふうに言われていくように承っております。来年度の、来年度のことは、これは余裕があればやっていくというのか、来年度も続けて措置をとるというのか、その辺もきわめてこれあいまいなわけですが、金額にたつた標準県で百億、十萬標準市で一億、金額にしゃや非常に微々たるもの、こういうふうにするのですけれども、来年度、あるいは再来年度というふうな、毎年このくらいずつ続けられるということであれば、かなり公共用地取得についても有効な措置だ、こういうふうな思ふのですが、一年だけだということになると、どうもあまり、きわめて有効な措置だ、こういうふうには言えないと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(細郷道一君) 新しい措置でございますので、ことし限りということで法案は御審議を

いただいたりしておりますが、私ども、いまお話しのとおり、一年だけではどうも十分でないと考えますので、できれば二、三年は少なくとも続けてまいりたい、かように思っています。

○竹田四郎君 ことしは確かに、三税の伸びも非常に伸びたし、地方税の伸びも非常に伸びたのでありますから、おそらく六百億というものをそういう方面にさき得るだけの点があったと思うのですが、これはどういふふうな事態になつても——たとえば景気のかげりがあれば、あるいはそれが不況になつていく、こういうような状態になつても、大体来年も、あるいは再来年もお続けになるというつもりなんです。その辺は、もし来年の税収の伸びがよくない、こういうようなことであれば、来年は休むというふうな、そういう弾力的な措置でやりますのか、それとも引き続きおやりになるのですか、その辺はどんなふうな見当になつておりますか。

○政府委員(細郷道一君) 地方財源として得られます自然増収をどういふ分野に配分をしていくのが一番いいかというこの判断の問題であらうと思ひます。私ども、現在行政水準が非常に低いので、今回道路その他にかなりの財源を投入したわけでありまして、同時に、町づくりという点でこの土地開発基金を設けたわけでございます。私どもとしては、できれば来年、ことしと同じような形でやっていきたい、水準の引き上げはかりながらこれもやっていきたい、こういう気持ちでおります。財源の状況でどつちかを択一というふうなことになるかもしれませんが、私はやはり、行政水準の引き上げがまず優先をして、これにかかわるべきものはその年は地方債による措置ということも考えなければいけないのじゃないか、こういう気持ちでおります。

○竹田四郎君 全国の都道府県、市町村で、年間の公共用地の取得面積、それから買収の総額といふのは大体どのくらいになりますか。

○政府委員(細郷道一君) 昭和四十二年度について見ますと、公共用地の取得のために許可されま

した地方債は千百九十三億円でございす。そのうち一般会計債としては六百六十八億でございす。残りはその他のものでございす。昭和四十二年におきましては、地方債計画で初めて実は公共用地の先行取得債務ワケを六百億設けたわけでありす。その年の申請は千百億にのぼつております。これが、こういった実績を踏まえて一体どれくらいに公共用地といふものを確保すべきであるのかといふことは、実はなかなか、私も研究をいたしました。また実は結論を得ておりません。関係の建設省あたりでは、都市計画事業として十年間に六万五千ヘクタールは要するんだというふうな非常に荒っぽい見通しも立てておられるようでございますが、それをそのまま採用するだけの私どもの研究もまだ十分でございせん。そので、それこれ考へまして、ことしは一応六百億の見通し等も研究の上で来年度以降に臨んでみたいと、こう思つております。

○竹田四郎君 まあこの六百億、それから先ほどお話がありました起債が二百億ですか、合計八百億ということではあります。八百億ではやはり、ことしはたいへん市町村道をはじめとするかなりの建設的な事業が拡大されておりますが、そういう意味では少し資金的に足りないんじゃないかと、思うのですが、そういう問題はどのようにお考えになつておられるのか。いまのお話で、建設省あたりの概算でもかなりの用地が要するといふものに対して、どうも用地買収の費用といふものが少な過ぎるんじゃないかという感じを強くするのですが、その辺は、これだけあれば大体毎年度やっていく用地取得はおおむねできるというのか、あるいはこの基金を一つの担保にしましても市中から金を借り入れるのか、その辺はどんなふうな形でおやりになるつもりか。

○政府委員(細郷道一君) 六百億といたしましたのは、府県と、せめて十萬以上ぐらゐの都市——十萬以上の都市が、大体人口もふえておりますし、都市的形態を強めておる団体でございすの

で、そういったものにこういう基金を設けるための財源措置をしてはどうか。その際に、まあ府県にあっては標準県でせめて五億ぐらいないと土地の先行取得の資金にはおかしい、人口十萬ぐらいでもせめて一億——ちょっと足りないかと思つたのですけれども、まあ一億ぐらいは要するだろうというふうなことから積算をしてまいりますと、全体で約六百億ぐらい必要になるといふことから実はことしはやつたわけでございまして。先ほどお答えしましたように、これが将来にわたつての公共用地の取得を満足させるかどうかというところは、なお私も研究をしなければいけない。しかし、客観的に見て、とてもこれだけで足りるものであるとは考えておりません。

それから、地方債のほうは二百億の起債をいたしておりますが、そのほか公営住宅あるいは義務教育その他にはそれぞれ土地の購入費分の起債を中に含めておりますので、これは運用の面で具体化していきたい。

それからなお、公共用地の先行取得については、四十二年以来実はワク内債を相当認めております。そういったことも今後の運用に待ちたいと思つております。

それから、土地開発基金を設けた場合の運用については、私はできるだけ地方団体の自主判断にまかしたいという考えであります。ただ、いままで先行取得と申しまして、せいぜい次年度用地、せいぜい長くて翌々年度用地くらいまでの土地を取得するために起債ワクを発行いたしております。今回の土地開発基金では、もう少し長い目で見て土地を最も有利なときに買えるようにしたいという考えでございまして、そういった運営のしかた等についてはよく地方団体を指導してまいりたいと思ひます。

それから、このお金を、たとえば公社と申しますか、地方団体の土地の先行取得のための団体等に貸し付けをして、それを基礎に市中からその二倍か何倍かの協調融資を得ていけるというふうなこともよくあつてしかるべきだろうというふう

ふうに思つております。

○竹田四郎君 いまのお話ですと、次年度の公共用地のだけでなくて、相当先の公共用地まで取得する予定でこれを使うというお話なんです。しかし、これは来年度以降の情勢をここで確定的に言うわけにはまいりませんけれども、もし来年度以降、先ほどおっしゃられたように、交付税の伸びが少なくない、あるいは税収の伸びが少くないというところで、これに土地開発基金として追加的に投資をされていかない、あるいは非常に都市周辺で公共用地の取得を大きく取得しなくちゃならぬ、こういう点を考えてみますと、かえつてこういう基金というあり方そのものは、むしろ非常にお金を鶏卵に使う——鶏卵に使うという言い方が適當かどうかかわかりませんが、原則として基金としてはなるべく早く回収をする。地方債の場合には七年か何年かの割賦返済という形で行いわけでありますけれども、基金の場合にはなるべく早く回収して次年度にその金をさらに利用をしていく、こういうことになつていくのではなからうかと思ふのですが、金は出したはいいけれども、五年も六年も先までその基金によって用地を取得するのだけれども、まあ一般会計のほうではそこまです仕事が進んでいかないということになると、基金がかなり長年月の間寝てしまふということになると、基金の活用というよりな問題から考えますと、どうも回収がおそくなつてしまふ。だから、基金を使うより、地方債という七年なり何年かの計画的な返済という形のほうがむしろ使ひいひのじやないか、こういうふうに思ふのですが、その辺、基金の回転を速くする、そういうふうなことを迫られるという心配は一切ございせんか。

○政府委員(細郷道一君) 結局、この基金の総量の問題にからむだろうと思ひます。ことし初めてのことでございまして、多少御指摘のようない心配もないではないだろうと思ひます。しかし、私どもは、先ほど申し上げましたように、これを少し続けて、資金繰りをふやしていくことによつてそこに弾力的な力を持てるようにしたい、こ

ういうふうに思つております。いまお話しした地方債の問題もございしますが、一つには、地方債でございまして、やはり金利負担という問題がございします。それからもう一つは、やはり公共事業をいろいろ進めていく上に、その必要な財源を私どもは交付税を通じてでも保証をしてまいりたいと思つております。その際、土地について、用地費についてはどういふ財源の保証のしかたをするか、なかなかむずかしい問題があるわけでございまして、その二つの面から見まして、今回こういう措置に踏み切つたわけでございします。もとより、これだけでなく、やはり地方債運営とこれとを両方組み合わせていくことも運営上の必要なことではなからうかと思ひます。

○竹田四郎君 具体的に、この基金と地方債あるいはワク外債、そういうものの組み合わせというふうなことが非常に運用上大きな問題になつてくるだろうと思ふのですが、府県で五億の金といつても、地域によつては非常に土地の価格によつて差異があるわけですね。たとえば、若干都市化したところでは五億といつても実際上は一萬坪ぐらいの用地しか買えない。高等学校一つのも用地をかうことすら困難だといふような問題も、私はこれだけの金額では出てきそふな気がするわけですね。しかもその翌年のものを手当てするといふことになれば、すぐ一般会計のほうで五億なら五億の金を出してくれればいい、出してくれないといふことになる、もうその次のほうは動いていかないといふことで、いまの局長のおっしゃる次年度ではなしに二、三年先の用地獲得という考え方でいきますと、この基金をそのまま使うといふこととすると、土地の回転をもつと速くしなければならぬという、むしろ自己矛盾におちいる心配があるような気がいたしますけれども、その辺は具体的にどういふように指導していかれるか、今後が見ものだとおもつてもいいんですが、そういう御心配はございせんか。

○政府委員(細郷道一君) 先ほどもお答えしましたように、運用上いろいろ注意しなければなら

ない点があるわけでございします。したがいますして、こういったことを初めてやることでもございしますので、私どもは、ことしの地方団体の執行、運用の状況等を見て来年以降に対処していきたい、こういう考え方でございします。

○竹田四郎君 私は、これだけの金をもつと有効に使うというならば、むしろ起債の利子負担、こういうようなものに使つていったほうが総額の金としてはもつと動かせるようになるのじやないかと思ふのですが、そういうことは検討されたことはございせんか。むしろ、利子分として六百億なら六百億出して、そのほうが何倍かの基金というものが動かせるようになるだろうと思ふのですが、それには何らかのぐあいの悪い点が何か出てくる心配があるのですか。

○政府委員(細郷道一君) これを利子分に充てるには、これに十数倍する資金がここに要するわけでございします。かなり実は先行取得あるいは土地開発といった資金を地方団体がそれぞれ地元で調達をいたしております。相当の額にいまなつておるわけでございしますので、おっしゃることも一つの確かに考え方でございします。私もそれを検討するにやぶさかでないと思ひますが、そのように資金量が得られるのかどうかというふうなことを考えてまいりますと、にわかにはそれ一つの方法によることはどうであらうかというふうに考えまして、こういった開発基金と、一方はいわゆる先行取得債といったようなものの、両建てでいこう、こういうふうなことをおぼえておるわけでございします。

○竹田四郎君 まあなかなかばくは、毎年毎年これだけの資金量が得られるかどうか、これも不確定な問題であるだけに、非常に公共用地の取得といふものが、これはむしろ非常に市町村を、短い期間で返していく、起債よりもむしろ短期間で元金を返済しなくちゃならぬ——利子はつかないでしよけれども、そういう形になる心配が一つあるわけですが、もう一つお聞きしておきたいことは、たとえば三年先に必要な用地をいま買つておく。

これは当然、こういう用地というのは、先に買っておきたい、先行取得をしたいというところは、どちらかというと土地の値上がりが大きいところ、そういうところをねらっているのがこれは当然だろうと思うのです。地価があまり変動がないところでは何も先に買っておく必要はないわけですから。そういたしますと、まあいまの地価の上昇ぶりというものを考えてみますと、たとえば五千万円で買ったものが、三年先になりますればたとえばこれが七千万円というふうな時価になる場合が非常に多かろうと思います。そういう場合には、一般会計に入れるときには、いまの設備で申しますと、五千万円で一般会計が買ってもらったのか、あるいは地価の値上がりがある程度——

〇〇%でありますか、五〇%でありますか、いろいろな方があると思いますが、ある程度勘案をして買ってもらい、それにプラス利子分、こういうふうな形になるのか、現価の取得プラス利子分という形で一般会計に売っていくというふうになるか、その辺はどういう計算をされるわけですか。

〇政府委員(細郷道一君) 地方団体がそれをどういうふうに取り扱っていくことにまかせたいと思いますが、私どもの運営の指導の考え方としては、その間の利子分は少なくとも見るべきじゃないから、さらにそれを上回る地価の高騰があればそれも参酌していったらどうだろうか、こういうふうなことを考えております。

〇竹田四郎君 それを各地方団体にまかせたいということになりましたれば、基金の立場からいえば、なるべく時価で売っていくほうがいい。時価で売っていくというになると、今度は一般会計としては、別に基金に依存しなくても、一般会計で買っていくほうがいいというふうなことになるでしょう。基金のほうは、なるべく早く引き揚げたい、そうして次にそれを回していきたい。そうすれば、利率の上でも、あるいは地価の上でも、早く回したほうがいい。こうなってくると、ますます局長がさっき言った数年前の公共用地の取得を

容易ならしめるという趣旨とだいぶ矛盾してくるような点が感ぜられるのですが、そういうことはございせんか。

〇政府委員(細郷道一君) おっしゃるとおり、時価ならはいますぐ買うということもございしますが、しかし基金もその団体の管理運営していただくわけでございしますから、その基金というものを育てることによって、土地の形で保有を長い間することのできるような状態になれば、私はやはり基金制度というものはそれなりの値打ちがあるんじゃないか、こういうふうなように思います。そこで、時価で買いかどうかというふうなことは、先ほど申し上げましたように、まあ時価等も参酌してやったらどうであらうかということ、それぞれの団体の判断にまかせたいと、こう考えております。

それからいま一つ、この基金によって先のほうというところを——先、将来の土地というの、一つには金目の問題もございしますが、いま一つには、やはり早い時期に土地を買っておきませんと、最もほしい所が得られないではないだろうか、ということも重要なことは考えまして、そういうことにこの開発基金を運用してまいりたいということも申し上げておるわけでございします。まあ何分にもこれ、御指摘もございしますように六百億でございしますので、なかなか思うようなふうにはいかないと申しておりますが、しかし、だんだんこの運用の経過等を見て、これを機会あればふやしていく、そういうことによつて私も、単に土地を取得するということ以上に、将来の町づくりにプラスになる土地を、場所を得るようになってもらいたいという、まあ一つの願望を持っておるわけでありまして、その辺をだんだんに理解して運営してもらいたい、ことしだけの財源措置ではおっしゃるとおり足りないのかもしれない。よく研究をさしていただきたいと思ひます。

〇竹田四郎君 そういふ点で、やっぱり六百九十億というのは返す返すも惜しい金だ——ことしすぐ使えないにしても、いろいろな形で担保的に使える当てもあつて、返す返すも私は残念なことだと、こういうふうな思ふんですが、この際ちょっとお聞きしておきたいんですが、各都道府県、市町村で現実に用地買収をやっておりますところの開発公社というふうなことがよく言われますが、あるいはそれに類するような公社というものは全国的に大体どのくらい一体あるのか。そしてそののぐらいいあるのか。まあ現実には私は、開発公社というのが用地取得を相当程度やつて、それを一般会計に売却をしている、こういう例がかなり私は多いのだらうと思ふんです。そういう意味で、大体どのくらいの公社があつて、その借入れ残高がどれくらいになつておるのか、教えていただきたいと思ひます。

〇政府委員(細郷道一君) 公社としてあります数は、全国で九百七十三ございします。これは昨年の七月一日現在の調べでございます。そのうち開発関係が五百二で、まあ半分ちよつと上回つております。住宅の関係が九十、農林水産業関係が百九、以下まあいろいろ、観光、道路、商工、それぞれ数十ずつございします。で、過半が開発関係、こういうことでございします。

それから、その借入れ残高については、ちよつといま手元に持つておりませんので、数字で申し上げることはむづかしいかと思ひますが、そういう公社に対する出資と申しますか、地方団体が金を出しております分、これは全体で三百三十九億ございします。したがういまして、この出資の何倍ぐらいい運用されておるかというところは、図体によつてもいろいろ違ひと思ひます。それから公社のやつております事業の性質によつても違ひかと思ひますが、まあそれによつて御判断いただければけっこうだと思ひます。

〇竹田四郎君 局長、その公社の、四十二年度ぐらいいなるだらうと思ふのですが、買収した面積、それからその買取総額額、いま申し上げました借入れ残高、その残高のうちでその資金の種類が、どういふ資金をどう借りておるのか、こう

いうことは自治省のほうではおわかりになりますか、どうなんですか、わかつていたら資料として御提示願ひたいと思ひます。

〇政府委員(細郷道一君) 全部うまくまとめたものは持つておりません。

〇竹田四郎君 実は、この公社というのは、私はいふ公社のあり方というのはいふ問題があるんではないか。まあこの公社に、一つは、天下り人事といひますか、市町村の高級幹部がそこへ行く、そしていままで以上の給料をもらつていくというのが大体多いわけなんです。また同時に、この公社というの、かえつて、土地の価格を上げるのじゃなくて、まあいろいろ地域のボスがそれに介入をいたしまして、むしろ価格を引き上げていくという例が私の近くにもあります。むしろそういう例が多いと思ひますが、先ほど局長は、その基金、公社にこれを貸し付けて、そして利用するのだと、まあ金銭的な効率のほうから見ますとかなり有効かもしれない、利子のつかない金というふうなこと、むしろその土地価格を引き上げていくというふうなおそれすら私はかなりある、こういうふうな思ふのですが、その辺の指導はされておるだらうと思ふのですが、そういう幾つかの例も新聞紙上をよくにぎわしてはいる問題なんです、その辺は一体どうするのか、公社と基金との関係というのはいさしはつきり明確にしない、私はむしろ公社をつくらぬでもいいところを、また公社をつくるのかというふうな関係になったり、あるいは公社と基金の会計を別にすることに、よつてさらに人件費をふやしていく、そういうふうな問題が多々出てくる心配がむしろあるわけですから、その辺は一体どのようにお考えになつておるか。

〇政府委員(細郷道一君) まあ土地の先行取得でございしますので、いろんなこの基金の運用方法が考えられると思ひますが、私どもは純粹の第三者にこのお金を貸したり委託をしたりすることは適当でない、もしそういうことが必要であるなら

ば、やはり公社その他の地方団体の監督の目的に届く機関がいいのではなからうかというふうに考へておりますが、一番の基本は、一等最初に申し上げましたように、この基金自体はその当該団体がこれを運用していくことが私どもの基本でございますが、しかし基金の運用にあたって、必ずしも一つの方法でなければならぬというようにすることはしないで、各団体の自主的な判断にまかせてやってまいりたい、こう思っております。いまのお話の、公社に貸し付けていったんでは人件費によけい食われるのじゃないかといったような問題、この辺も確かにそういう心配がないわけではございません。しかし逆に、公社の仕事の繁閑、あるいは公社に付随する職員の仕事の繁閑、あるいは、そういうことも考えた上で、個々のケースとして地方団体の判断をしようというのではなからうか、かように思ふわけでありま

なつた資料がありますか。私はやはり、それを正確に調査をしないと、この基金というものを考へていくときにならぬいろいろな問題が派生してくるのではなからうか、このように思ふのです。○政府委員(細郷道一君) 私のはうではいま調べたものは持っておりません。

す。開発公社で土地を買入るといふにしても、土地の買入は、御承知のとおり、全くのしろうとでは實際になかなかうまくいきません。やはり熟練をした人ということ、私は必ずしも、そういう意味では、一般高級職員だけができるのではなくして、むしろ現場で、土地改良で用地を買入をしたとか、道路の建設で用地を買入をしたという経験のあるような人のほうが役に立つのではないかと。また、そういう人が公社に出て仕事をしておられる例というものは、私も多少承知をしております。したがって、その辺につきましても、いろいろどういふ運営がいいのかむづかしい問題がございます。私も、そういう角度でよく指導もし、よく検討もしてみたいと思ひます。

○竹田四郎君 どうも局長のお話を承つておると、公社の形態というものを正確につかんでおられるかどうか、ちょっと首をかしげたくなるような感じもするのですが、実際どうなんでしょうか、公社の幹部の給料なんかお調べになつた資料というのはございますか。あるいは勤務年数がどのくらいなのか、あるいは現在公社の組織が一体どういふ組織になつておるか、こういうことをお調べに

○政府委員(細郷道一君) 人口段階別に調べてございませんで、ちよつといふ交付税の開發基金措置とのからみ合わせはこれからは出てまいりません。五百二と申しましたが、府県が三十八、政令の指定市が六、あとの四百五十八が市町村と、こういうことになつておりますので、この中身についてはいま御指摘の点はなお調べてまいりたいと思ひます。

○政府委員(細郷道一君) 人口段階別に調べてございませんで、ちよつといふ交付税の開發基金措置とのからみ合わせはこれからは出てまいりません。五百二と申しましたが、府県が三十八、政令の指定市が六、あとの四百五十八が市町村と、こういうことになつておりますので、この中身についてはいま御指摘の点はなお調べてまいりたいと思ひます。

○竹田四郎君 やはりこれだけの金を流していくということになりまして、その付近をやつぱり正確につかんだ上でおやりいただかないとむづかしくてくるのじゃないか、こういうふうに私は思ふわけですが、これをぜひ一回調査をしていただいてやっていただきたいと思ふのですが、今日の段階で、この基金によるところの特別会計ですか、こういうものを条例等によつて設置された団体はどのくらいございませうか。あるいは審議中、あるいは議会の議決をすでに終つたというところ、あるいは、一番新しい最近の段階で一体どのくらい

数になつていますか。○政府委員(細郷道一君) 最近の調べでいきますと、府県で十八の府県が四十三年の補正予算あるいは四十四年度当初予算を通じて設置の予算措置をいたしております。あとの府県はそれぞれ、追加計上予定、あるいは検討中、こういうこととございませう。

○政府委員(細郷道一君) 市町村はまだそこまで調べておりません。

○政府委員(細郷道一君) 市町村はまだそこまで調べておりません。

○政府委員(細郷道一君) 地方自治法によりまして、地方団体は基金を設けることができるようになっております。それぞれ地方団体においてその判断に従つて設けたものと思ひます。地方自治法の二百四十一條。

○政府委員(細郷道一君) 地方自治法によりまして、地方団体は基金を設けることができるようになっております。それぞれ地方団体においてその判断に従つて設けたものと思ひます。地方自治法の二百四十一條。

○政府委員(細郷道一君) 別にもございませう。

正の中で措置をする予定であるという意味のことを通達をいたしました。

○竹田四郎君 交付税法がいま審議をされて、一体土地開發基金というものが私どもはかなり問題がある、こういうことで、先ほど申し上げましたように、実はもう少し公社の場合も、あるいはすでに取得しているところの取得の状況、こういうようなものをもう少し精査した上で出していかねば、六百億の金というものが私はあまり有効に使われないのじゃないだろうかということを考へておるのですが、それ以前にそういうことで予定を出すということは、これはどうですか。法律もそのときは衆議院ですら通つていないと思ひますが、そういう時期に、あらかじめそういうような開發基金を交付税で裏づけをするつもりだ、こういう点はどうかと思ひます。私は少し行き過ぎではないだろうかと思ひますが。

○政府委員(細郷道一君) 今回、こういう土地基金を設けることを地方団体に奨励することがいいのじゃないかという判断をいたした、かつそれについての財源措置をしたらいいと判断をいたしましたのは、実は私も地方団体の実態を見てみると、常に出てくるものが土地の先行取得であるわけでございます。道路をつくるにも土地がなければできない、家を建てるのも土地がないと、こういうことで、土地の先行取得については非常に熾烈な要望があるわけでございます。そこで、それについて何かの措置をしてはどうだろうか、こう考へておつたのであります。また、昨年新しい都市計画法が通りまして、それによつて先買権、あるいは買い取り請求権といったようなものが公式に法定されました。それについての資金手当てとしての基金を設けてはどうだろうかという建設省の案がございまして、私もそのほうは、別途地方自治法一般によつて基金制度を設けてはどうだろうか、こういう考へ方がございまして、ともども国の予算の際にいろいろ議論がされましたが、結果において建設省のほうの案は、従来の土地開發資金が額がふえるということで落ち

○政府委員(細郷道一君) 二月十七日付で通達を出しました。内容は、もうすでに御承知だと思ひますが、自治法の根拠によつて基金を設けてはどうか、それから財源措置については交付税法の改

○政府委員(細郷道一君) 二月十七日付で通達を出しました。内容は、もうすでに御承知だと思ひますが、自治法の根拠によつて基金を設けてはどうか、それから財源措置については交付税法の改

○政府委員(細郷道一君) 交付税制度のたてまえから、当然のこととございませう。

○政府委員(細郷道一君) 交付税制度のたてまえから、当然のこととございませう。

○竹田四郎君 あなたは、三月十七日ごろですか、すでにこの問題について都道府県知事並びに指定市の市長に通達をこの件について出されたこととございませうか。

○政府委員(細郷道一君) 二月十七日付で通達を出しました。内容は、もうすでに御承知だと思ひますが、自治法の根拠によつて基金を設けてはどうか、それから財源措置については交付税法の改

○政府委員(細郷道一君) 二月十七日付で通達を出しました。内容は、もうすでに御承知だと思ひますが、自治法の根拠によつて基金を設けてはどうか、それから財源措置については交付税法の改

○政府委員(細郷道一君) 二月十七日付で通達を出しました。内容は、もうすでに御承知だと思ひますが、自治法の根拠によつて基金を設けてはどうか、それから財源措置については交付税法の改

○政府委員(細郷道一君) 二月十七日付で通達を出しました。内容は、もうすでに御承知だと思ひますが、自治法の根拠によつて基金を設けてはどうか、それから財源措置については交付税法の改

○政府委員(細郷道一君) 二月十七日付で通達を出しました。内容は、もうすでに御承知だと思ひますが、自治法の根拠によつて基金を設けてはどうか、それから財源措置については交付税法の改

つきまして、この土地基金、こういった形での土地基金というものにつきましては、私どもの考えておりました構想でいこうということになったわけでございます。したがって、普通からいえば、法律、予算が全部通ってから措置するのはいと思ひますが、地方団体は現実に二月には自分の予算を組んで議会にはかかるという状況にございまして、中央におきます建設省とわが省のほうの考え方が未確定のままの状態では、かえって地方団体に御迷惑をかけるのではないだろうか、こう考えまして実は通達をいたしたわけでございます。したがって、この通達の内容につきましては、関係の省にも十分御理解をいたして出しましたものでございまして。

○竹田四郎君 実際、あまり知らない私がちょっと考えても、やっぱりいろんな準備過程というものが、決して自治省自体ですらしっかりした調査というものを私はされておると思ひない。それではちょっとお聞きいたしますけれども、府県あるいは市町村の予算の中で——公社ではなくて、予算の中で、土地買収のための特別会計、あるいは基金、こういうものをすでに持っているのはどのくらいありますか。

○政府委員(細郷道一君) 正確な資料としては持っておりませんが、たしか私の記憶では、県ではほとんどの県が何らかの形の先行取得のための措置をいたしております。

○竹田四郎君 そういう措置が、おそらく私は、大きな市、町、こういうところでも、公社を持っているところでもあるくらいですから、持っているところでは、そういうところはおそらく持っているだろうと思ひます。ある程度そういう県で基金も持っているし、あるいは借り入れ金もある程度は持っているし、場合によれば地方債によつてすでに仕事をしているところもかなりあるとすれば、そこであつてこの基金をすぐ流さなくても私はいいんじゃないか。現実に、先ほどの中でも、市町村の中では、こういう基金をこのために設定をするという、そういうよりなこと

現実にはどのくらいされておるのか。自治省のほうでまだつかみ切れない、それ以前にそういうようなことをされるというのは、少し先走つちやないか、こういうふうに思ひますが、どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 現にこの基金に類するものを持つておる府県もございまして。私どもは、先般通達をしたところにも書いてございまして、毛頭ない。実態的にそういうものを持つていない、既設のものをこれに使つても一向差しつかえない、こういう趣旨のことを実は通達してございまして。通達の時期が早いじゃないかということにつきましては、これは確かにいろいろ御批判があるだろうと思ひますが、先ほど申し上げましたように、政府の中においてかなりはなやかに議論をされた問題でございまして、しかも地方団体全般が非常に関心の深い問題でございまして、むしろ、あまりおそきに失しますと、二重の手間になつたり、あるいは地方団体に適宜な措置ができないという心配もあるかと思ひまして、実はあえていたしたわけでございます。ただ、国会でいろいろ法案を御審議いたしている最中に、地方について従来もいろいろ内閣で指導したり何かして、いつも実はおしかりを受けておるわけでありまして、私どもも法律は実はやっぱり国会を通した上でやるべきじゃないかという基本の気持ちには十分持つておるのであります。いかにせん、いまの会計年度が国と地方が同じだ、しかも国会の御審議の時期がこういう時期になつておるというやうなことになるかと、全くその年のことを地方団体に通知なり指導するのは、成規の手続を経たりしております。秋以降しかできないというやうなことでございまして、このところが実は私も毎年同じやうな問題にぶつかつて悩んでおるところでございます。何か抜本的な解決策があればいいというところで、かつては会計年度の暦年制ということがございふ議論になりましたが、なかなか現

在の憲法上の規定その他から見ても、むずかしい点があるというやうなことで、まだ結論を得ていないわけでありまして。私どもの真意はそこにございまい。別に法律が通らないのにかつてにやつたというやうなことでなく、やむなく私どもの全く責任においてあることをしておるという点は、反面において御理解をいたしたかと思ひます。

○竹田四郎君 実際、そういうやうなことは、国庫補助金の地方団体に対する割当てで、このやうなことのほうがむしろ地方団体を紛乱させていく。ですから、地方議会というのは、大体六月で補正がごく一部、九月あたりをやつと少し多くなる、十二月にかなりこれは全体的な補正がある、こういうのが大体普通なんですね。むしろ補助金等々においての国のやり方が地方の財政計画を混乱さすというふうに私は言つたほうがいいと思ひます。それは会計年度という問題よりも、むしろ逆に政府の事業に対するあり方というやうなもののはつきりしない。たしか四十一年度でしか、あのときは、公共事業を前半の九月末までにたしか六〇%といつたですか、やれといふときには、きわめて仕事がスムーズにいつたわけではせいで三〇%いけはいはうであつて、実際は三〇%まで仕事の量といふのはいかにないわけですか。そういう点を考えますと、いまあなたが、こういうやうな開発基金について事前にやるのは市町村の財政を計画的に安定的にさせるという、その議論には私はちよつととならないだろう。それならば、もう少しほかのほうをびしゃつと整とんをして、直ちに新しい年度が、少なくとも六月ごろからは新しい仕事ができるやうな、そういうやうな措置を私はすべきじゃないか。いまの点では、若干局長は言ひのがれぬ発言のやうな気がいたしますけれども、どうですか、そういう点。次官、私はやはり国会で法律がきまつてからそういう通達を出すべきであつて、それは自治省の予算はこうこうだ、交付税のあり方はこうこうだといふこととで法案に出されるのはけつこうであります。

自治省が財政局長通達をそこまで出されるというのは、私は少し行き過ぎじゃないかと、こういうふうに思ひますが、次官、どうですか。

○政府委員(砂田重民君) 補助金の配付の時期が地方財政にどういふやうな点に申しますか、ある程度の迷惑をかけているかというやうな点につきまして、先生の御指摘、まさに當を得ているという感じが私はいりました。それから、交付税につきまして、やはり交付税法の改正案の御審議をいただいて、それが成立してから措置をするのが当然である——もう基本的には当然のことでございます。ただ、いま細郷君申しましたが、補助金でもそういう地方公共団体はある程度迷惑を受けている。そこに今回の新たにやろうとしております土地開発基金の準備もまだできない、こういうこととあつては、せつかく考えました土地開発基金のスタートもこれまたおくれまして、そういう懸念がございまして、いま地方公共団体の会計年度の問題でないというお話がありましたけれども、現実問題といたしましては、地方公共団体の会計年度の問題、地方公共団体の当初予算を組む時期が、ちよつと国会で交付税法を御審議いただいておられます時期にぶつかつておるやうな現実の面がございまして。そういう意味から、地方公共団体にできるだけ早い時期に、この法案が通りましたあと早い時期に、土地開発基金についてもスタートをしてもらいたい、こういう気持ちから、決して国会の御審議をないがしろにするとか、そういう気持ちでは毛頭ございせん。地方公共団体の仕事がスムーズにいふやうなという気持ちだけでやらせていたいた措置でございまして、これはひとつお許しをいたしたい、こう考へる次第でございまして。

○竹田四郎君 先ほどは政務次官はお聞きになつていたと思うのですが、府県市町村の土地の取得のあり方、こうしたものについて、自治省のほうは、さつき申しましたやうに、あまりはつきりつかんではいらつしやらない。一体公社の貸し出し残高がどのくらいある、こういうことも、何か資

中尾岩雄外一名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三六〇九号 昭和四十四年四月十四日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡箱根町湯本六九

八箱根町長 亀井一郎

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三六三六号 昭和四十四年四月十五日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡中井町遠藤五五

中井町議会議長 重田常吉

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三六三七号 昭和四十四年四月十五日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 愛媛県温泉郡川内町川内町長 神

野正策

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三六六三号 昭和四十四年四月十五日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡中井町境別所七

四 小泉恵治

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三六八六号 昭和四十四年四月十五日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

第二部 地方行政委員会會議録第十二号 昭和四十四年五月六日【参議院】

付金交付率引上げに関する請願(二通)

請願者 茨城県北相馬郡取手町取手町長

中村金左衛門外一名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三六八七号 昭和四十四年四月十五日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡長陽村大字河陽長陽

村長 増田一男

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三七二二号 昭和四十四年四月十六日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 兵庫県津名郡津名町志筑 太田初

一 萩原 茂嘉君

紹介議員 萩原 茂嘉君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三七二三号 昭和四十四年四月十六日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 静岡県浜名郡湖西町吉美三、一六

一 飯田正平

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三七二四号 昭和四十四年四月十六日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊浦町大字川棚 中

丸正

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三七二五号 昭和四十四年四月十六日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 静岡県浜名郡湖西町鷺津 小野田

満

紹介議員 山本敏三郎君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三七二六号 昭和四十四年四月十六日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢町

議会議長 佐藤長治

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三七五三三号 昭和四十四年四月十六日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願(二通)

請願者 三重県一志郡白山町白山町長 上

村久郎外一名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三七九二二号 昭和四十四年四月十七日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 福岡県三井郡小郡町 村田政善

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三七九三三号 昭和四十四年四月十七日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 千葉県印旛郡白井町白井三七七ノ

六白井町長 今井孫四郎外一名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三八二七号 昭和四十四年四月十七日受理

ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願(二通)

請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町筑紫野町議

会議長 萩尾岩雄外一名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三六六六号 昭和四十四年四月十五日受理

地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 静岡県浜北市於呂二、四一四氏

原綾子外千九百九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第三六六七号 昭和四十四年四月十五日受理

地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市番高二〇二ノ四 中

山康子外千四百六十四名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第三六六八号 昭和四十四年四月十五日受理

地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願

請願者 岩手県花巻市四万寺字板橋五四ノ

一 久保田京子外千四十五名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第三六六九号 昭和四十四年四月十五日受理

地方公務員法の一部改正案(定年制)反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市大久保町一、二二〇
伊藤幸子外二千七百五十四名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第三六七〇号 昭和四十四年四月十五日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に關する請願
請願者 和歌山県日高郡南部町芝二六九
渡辺美智子外六百三十九名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第三七二二号 昭和四十四年四月十六日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に關する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日町末広 春井
義美
紹介議員 萩原國香子君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

五月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（衆）
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。
第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中

「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。
第七条第二項中「組合員」の下に「（その組合の組合員であつた者のうちから、当該組合の組合員である職員が組織する地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）が推薦した者を含む。」を加える。
第四十四条第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数）で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改める。
第四十四条の次に次の二条を加える。
（年金を受けるべき遺族の範囲）
第四十四条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものとする。
2 第二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
3 第一項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。
（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）
第四十四条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。
一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

入により生計を維持していたもの
二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していた者
三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの
2 第二条第二項の規定は前項第一号又は第二号の規定を適用する場合について、前条第三項の規定は前項第一号の規定を適用する場合について準用する。
第四十五条第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。
一 年金を受ける者の順位は、第四十四条の二第一項に規定する順序
二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序
第四十七条中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。
第七十四条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
十 年金者遺族一時金
第八十八条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加える。
第九十八条の次に次の一条を加える。
（年金者遺族一時金）
第九十八条の二 次の各号の一に該当するとき、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。
一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、

遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。
2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額）とする。
一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額
二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額
3 地方公務員災害補償法の規定による遺族補償一時金が支給されることとなつた場合における年金者遺族一時金の額は、その額から当該遺族補償一時金の額を控除した金額とする。
第百条中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。
第四章第三節第五款中第百七条の次に次の一条を加える。
（年金者遺族一時金の特例）
第百七条の二 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条の二第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公

員期間が二十年」とあるのは「地方公

共同体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

第百十三条第二項各号列記以外の部分中「掛金」の下に、「国の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五、五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四号中「地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公務員法労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）」を「職員団体」に改め、「同項第一号」の下に、「第二号」を加え、「と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を削る。

第百十六條第一項中「地方公共団体」を「国若しくは地方公共団体」に、「毎月」を「政令で定めるところにより」に改める。

第百二十三條第二項本文中「組合員」の下に「（組合員であつた者のうちから、職員団体が推薦した者を含む。）」を加える。

第百四十條第三項を削り、同条第四項後段中「地方公共団体の機関又は職員団体」を「国若しくは地方公共団体の機関又は職員団体」に、「公庫等」を「国の機関又は公庫等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（退職した者についての短期給付の特例）
第百四十條の二 組合員期間（前条第二項の規定を適用する。）

定により組合員であつたものとみなされる期間を含む。）が二十年以上である者又は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が退職した場合に、その者は、退職の日から十日以内に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるものとみなして、短期給付に関する規定（第四章第二節第三款の規定を除く。）を適用する。この場合においては、第二条第一項第三号中「職員が死亡以外の事由により職員でなくなる」と（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）とあるのは「第百四十條の二第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなる」と、第三十九條第二項中「翌日」とあるのは「翌日（第百四十條の二第三項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日）」と、第四十八條第一項中「第百十五條第三項の規定により掛金に相当する金額」とあるのは「第百四十條の二第四項の規定により掛金」と、第五十六條第一項中「公務によらない病気」とあるのは「病気」と、第六十五條第一項中「公務によらないで死亡」とあるのは「死亡」と、第百十四條第二項及び第三項中「給料」とあるのは「第百四十條の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつた給料」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する職員であるものとみなされた者（以下「任意継続組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。

二 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。）の資格を取得したとき。

三 健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者（船員保険法第二十条の規定による被保険者を除く。）の資格を取得したとき。

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望する旨をその組合に申し出たとき。

六 任意継続組合員は、毎月の末日までに、掛金を組合に払い込まなければならぬ。

七 船員組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

八 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百四十一條第一項後段中「並びに地方公共団体」を「地方公共団体」に、「の負担金」を「の負担金をもつて」に、「及び組合の負担金」を「の負担金及び組合の負担金をもつて」に、「同項第一号、第三号及び第四号」を「同項第一号から第四号まで」に、「同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」を「前条第二項後段中「掛金の標準となつた給料」とあるのは「掛金の標準となつた運営規則で定める仮定給料」に改め、同条第四項後段を削る。

第百四十二條第二項の表のうち第二條第一項第五号の項中「第二條第一項第五号」を「第二條第一項第四号」に改め、同条中第九十一條及び第九十七條の項の次に次のように加える。

第九十八條の二第三項 地方公務員災害補償法 国家公務員災害補償法

第百四十二條第二項の表のうち第百十三條第二項各号列記以外の部分の項中「及び地方公共団体」を「国の負担金及び地方公共団体」に改め、同条中第百十三條第二項各号の項及び第百十三條第四項の項を次のように改める。

第百十三條第二項第一号	第百十三條第二項第二号	第百十三條第二項第三号	第百十三條第四項
国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十	国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の四十二・五	地方公共団体の負担金	職員団体の事務にもつぱら従事する職員である組合員
国の負担金百分の七十	国の負担金百分の六十二・五	国の負担金	専従職員（国家公務員法第百八條の二の職員団体（以下「職員団体」という。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。）である組合員

第百四十二条第二項の表中第百十三条第三項、第百十六條第一項、第百三十四條（見出し）

職員団体の負担金及び 地方公共団体の負担金		職員団体の負担金 及び職員団体の負担金	
「職員団体の負担金」		「職員団体の負担金」と、同項第三号及び第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国の負担金」	
第百十六條第一項		国若しくは地方公共団体	国
第百十三條第三項 第百三十四條（見出しを含む。） 第百三十六條第二項 第百三十九條		地方公共団体	国
第百四十條の二第二項後段		掛金の標準となつた給料	掛金の標準となつた俸給

第百四十二条に次の一項を加える。

7 国の特別会計においてその俸給を支給する国の職員である組合員に係る第百十三条第二項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての国の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れるものとする。

第百四十二条に次の一項を加える。
第百四十二条中「月以前の団体共済組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における団体共済組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その団体共済組合員期間の月数）で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改める。
第百四十二条中「第二項第一号第三号、第二項及び第三項」を「第二項第二項」に、「第四十五條」を「第四十四條の二」に改め、同条の表中第二項第二項の項を削り、第九十七條の項の次に次のように加える。

第九十八條の二第二項第一号から第三号まで	公務 傷病	業務 傷病
第九十八條の二第二項第四号	公務	業務
第九十八條の二第三項	地方公務員災害補償法の規定による遺族補償一時金	労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法の規定による遺族補償一時金

第百四十二条の二の見出し中「及び遺族年金」を「遺族年金及び年金者遺族一時金」に改め、同条第一項中「又は第九十三條第一項第二号」を「第九十三條第一項第二号又は第九十八條の二第二項第二号」に改める。

第百三十三條第二項中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同第三項第一号中「団体共済組合員百分の四十二・五」を「団体共済組合員百分の三十七・五」に改め、同項第二号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同第四項各号列記以外の部分中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同項第一号中「百分の十五」を「国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「地方公共団体の負担金百分の百」に改める。

附則第二十五條の次に次の一項を加える。

（年金者遺族一時金の特例）
第二十五條の二 警察職員であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八條の二第二項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

附則第二十六條の次に次の一項を加える。

（警察職員に対する短期給付の特例）
第二十六條の二 警察職員に対する第百四十條の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者」とあるのは、「警察職員であつた期間が十五年以上である者」とする。
別表第二を次のように改める。

組合員期間	日数
一年以上 二年未満	三〇日
二年以上 三年未満	六〇日
三年以上 四年未満	九〇日
四年以上 五年未満	一二〇日
五年以上 六年未満	一五〇日
六年以上 七年未満	一八〇日
七年以上 八年未満	二一〇日
八年以上 九年未満	二四〇日
九年以上 一〇年未満	二七〇日
一〇年以上 一一年未満	三〇〇日
一一年以上 一二年未満	三三〇日
一二年以上 一三年未満	三六〇日
一三一年以上 一四年未満	三九〇日
一四一年以上 一五年未満	四二五日
一五一年以上 一六年未満	四六〇日
一六一年以上 一七年未満	四九五日
一七一年以上 一八年未満	五三五日
一八一年以上 一九年未満	五七五日
一九年以上 二〇年未満	六一五日

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措置（第四十五條・第四十六條）」を「第三款 遺族一時金に関する経過措置（第四十五條・第四十六條）」に改める。

第二条第一項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 この法律（第十三章及び第十三章の二を除く。）において「遺族」とは、新法の規定による年金たる給付（この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む。）に係る場合は新法第四十四条の二に規定する遺族をいうものとし、新法の規定により一時金たる給付（この法律の規定により新法の一時金たる給付とみなされる給付を含む。）に係る場合は新法第四十四条の三に規定する遺族をいうものとする。

第三十六条各号列記以外の部分中（新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ。）を削る。

第二章第四節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 年金者遺族一時金に関する経過措置

（公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用）

第四十六条の二 新法第四節第三款第四款中第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合及び増加退職料等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第五十一条第一項又は第二項の申出のあつたものが当該増加退職料等に係る公務傷病により死亡した場合について適用する。

（年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間）

第四十六条の三 新法第九十八条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金（公務による障害年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く。）を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

（特例による退職年金の受給権者に係る特例）

第四十六条の四 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八十条から第十条までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病により死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八十条から第十条までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

（特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例）

第四十六条の五 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額（第二号又は第三号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額）とする。

一 前条第一項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額

二 前条第一項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の額があるときは、その総額

三 第四十三条又は第四十四条の規定により遺族年金から控除すべき額がある場合にお

いては、第四十三条若しくは第四十四条第二項の規定により控除すべき額の二倍に相当する額又は同条第一項の規定により控除すべき額の総額

第五十五条第一項各号列記以外の部分中「第四十四条まで」の下に「第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の五」を加える。

第六十一条中「及び第三十五条」を、「第三十五条、第四十六条の二及び第四十六条の三」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

（地方公共団体の長の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例）

第八十五条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病により死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第六十七条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

（地方公共団体の長の年金者遺族一時金の額に関する特例）

第八十五条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族

がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の五の規定の例による。

（警察職員の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例）

第五十五条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病により死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八十九条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

（警察職員の年金者遺族一時金の額に関する特例）

第五十五条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の五の規定の例による。

（消防組合員の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例）

第二百二十条の二 次の各号の一に該当する場合
には、当該各号に規定する者の遺族に、年金
者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給
しない。ただし、次条の規定により計算した
金額がないときは、年金者遺族一時金は、支
給しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満で
ある者で、第百十条第一項又は第二項の規定
による退職年金を受ける権利を有するものが
公務員に就任した後に死亡した場合にお
いて、遺族年金を受けるべき遺族がないと
き。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満で
ある者が公務員に就任した後に死亡した場
合であつて、その死亡を退職とみなしたな
らば、第百十条第一項又は第二項の規定によ
る退職年金を受ける権利を有することとな
る場合において、遺族年金を受けるべき遺
族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の
二第一項第三号の規定は、適用しない。

(消防組合員の年金者遺族一時金の額に關す
る特例)

第二百二十条の三 前条第一項各号の規定による
年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該
当する場合において遺族年金を受けるべき遺
族がいたとしたならば受けるべきこととなる
遺族年金の額の十二分の一に相当する金額と
し、当該年金者遺族一時金からの控除につい
ては、第四十六条の五の規定の例による。

第二百二十四条第一号中「又は遺族一時金」を
「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改め
る。

第二百四十三条の十六中「第二項第一項第三
号」を「第四十四条の三」に改め、同条の次に
次の二条を加える。

(業務傷病による死亡に係る年金者遺族一時
金の規定の適用)

第二百四十三条の十六の二 新法第二百二条にお

いて準用する新法第九十八条の二の規定中同
条第一項第一号の規定による年金者遺族一時
金に關する部分の規定は、団体共済組合員が
施行日以後業務により病氣にかかり、又は負
傷し、当該業務傷病により死亡した場合につ
いて適用する。

(年金者遺族一時金の支給資格に係る団体共
済組合員期間)

第二百四十三条の十六の三 新法第二百二条にお
いて準用する新法第九十八条の二第一項第三
号の規定による年金者遺族一時金(業務によ
る廃疾年金を受ける者に係る年金者遺族一時
金を除く)を受ける権利に係る団体共済組合
員期間とは、施行日まで引き続く団体共済組合
員期間及び施行日以後の団体共済組合員期間
に限るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済
組合法第七條第二項及び第二百二十三條第二項本
文の改正規定は、公布の日から施行する。

(長期給付の給付額の算定の基礎となる給料に
關する経過措置)

第二条 この法律の施行(前条本文の規定による
施行をいう)の日(以下「施行日」という)前
に地方公務員等共済組合法の退職(死亡を含む
。次項において同じ)をした組合員に係る同
法の規定による退職年金、減額退職年金、遺算
退職年金、廃疾年金又は遺族年金(それぞれ地
方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施
行法の規定によりこれらの年金とみなされる年
金を含む)で、施行日の前日において現に支
給されているものについては、施行日の属する
月の翌月分以後、その額を、第一条の規定によ
る改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新
法」という)及び第二条の規定による改正後
の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関す

る施行法(以下この条において「新施行法」と
いう)の規定を適用して算定した額に改定す
る。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続く組
合員であつた者で施行日以後三年内に地方公務
員等共済組合法の退職をしたものに係る年金た
る長期給付の給付額の算定について新法及び新
施行法の規定を適用した場合において、これら
の規定により算定した年金の額が第一条の規定
による改正前の地方公務員等共済組合法(以下
この項において「旧法」という)及び第二条の
規定による改正前の地方公務員等共済組合法の
長期給付等に関する施行法(以下この項におい
て「旧施行法」という)の規定により算定した
年金の額より少ないときは、旧法及び旧施行法
の規定による年金の額をもつて当該年金の額と
する。

(掛金及び負担金に關する経過措置)

第三条 新法第二百三條第二項及び第四項、第百
十六條第一項、第百四十條第四項、第百四十一
條第一項(新法第二百四十一條第二項において準
用する場合を含む)及び第四項、第百四十二條
第二項及び第七項並びに第二百三條第三項及び
第四項の規定は、施行日の属する月の翌月分以
後の掛金及び負担金について適用し、同月前の
月分の掛金及び負担金については、なお従前の
例による。

(退職をした者についての短期給付の特例に關
する経過措置)

第四条 地方公務員等共済組合法の長期給付等
に關する施行法(第十三條及び第十三條の二を除
く。以下「施行法」という)の規定の適用を受け
る者に対する新法第二百四條の二第一項の規定
の適用については、同項に規定する組合員期間
は、施行法の規定を適用し、又は準用して算定
した新法第四十條第一項に規定する組合員期間
とする。

2 前項に規定する者が新法の退職をした場合に
おいて、施行法の規定によりその者に退職年金

が支給されることとなるときは、その者は、新
法第二百四條の二第二項の規定の適用について
は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。
(退職一時金に關する経過措置)

第五条 新法別表第二(新法第二百二条におい
て準用する場合を含む)の規定は、施行日以後に
給付事由が生じた給付について適用し、同日前
に給付事由が生じた給付については、なお従前
の例による。

(政令への委任)

第六条 前四条に定めるもののほか、地方公務員
等共済組合法及び施行法の改正に伴う経過措置
について必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十二年及び昭和四十三年における
地方公務員等共済組合法の規定による年金の額
の改定等に関する法律の一部改正)

第七条 昭和四十二年及び昭和四十三年にお
ける地方公務員等共済組合法の規定による年金
の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律
第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第三項中「及び第三十四條」を「第
三十四條及び第四十六條の二」に改め、同条第
四項中「第三十四條の下に」及び第四十六條の
二を加え、同条第十項中「又は公務に係る遺族
年金」を「公務に係る遺族年金又は公務に係る
年金者遺族一時金」に改め、「受けていたとき
は」の下に「当該廃疾年金又は遺族年金にあつ
ては」を加え、「とする」を「とし、当該年金者
遺族一時金にあつては、その支給額から当該増
加退職料の額の総額を控除するものとする」に
改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第八条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八法
律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に「地
方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百
五十二号)第二百四條の二第三項に規定する任
意継続組合員である同法の組合の組合員である
とき」を加える。

第十八条第一項中「昭和三十七年法律第五百十二号」を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約五百億円の見込みである。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願（第三八八七号）（第三八八八号）（第三九三十一号）（第三九三二号）（第三九三三号）（第四〇四七号）（第四〇四八号）（第四一三五号）（第四一五四号）

一、地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願（第四一六一号）（第四一六二号）（第四一六三号）（第四一六四号）（第四一六五号）（第四一六六号）（第四一六七号）（第四一六八号）（第四一六九号）（第四一七〇号）（第四一七一号）（第四一七二号）（第四一七三号）（第四一七四号）（第四一七五号）（第四一七六号）（第四一七七号）（第四一七八号）（第四一七九号）（第四一八〇号）（第四一八一号）（第四一八二号）（第四一八三号）

第三八八七号 昭和四十四年四月十八日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢町
長 佐藤今朝市郎

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三八八八号 昭和四十四年四月十八日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 千葉県君津郡清和村西栗倉清和村
長 緒形敏

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三九三十一号 昭和四十四年四月十九日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願（二通）

請願者 福岡県粕屋郡古賀町大字古賀六八
〇ノ三古賀町議会議長 深田徳治
郎外一名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三九三二号 昭和四十四年四月十九日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願（二通）

請願者 福岡県粕屋郡古賀町古賀町長 三
輪修平外一名
紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第三九三三号 昭和四十四年四月十九日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 静岡県駿東郡小山町藤曲一五ノ一
湯山寅一
紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第四〇四七号 昭和四十四年四月二十二日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 大阪府泉南郡岬町深日二、〇〇〇
岬町長 沼島喜雄
紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第四〇四八号 昭和四十四年四月二十二日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

付金交付率引上げに関する請願（二通）
請願者 福岡県嘉穂郡庄内町大字網八〇二
庄内町長 安藤久彦外一名
紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第四一三五号 昭和四十四年四月二十三日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願（二通）

請願者 福岡県嘉穂郡田町大字勢田二、
三七七頼田町長 石原公三外一名
紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第四一五四号 昭和四十四年四月二十三日受理
ゴルフ場にかかる娯楽施設利用税の所在市町村交付金交付率引上げに関する請願

請願者 静岡県田方郡大仁町大仁町長 稻
葉嘉太郎
紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第二八三七号と同じである。

第四一六一号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 秋田市牛島西一ノ八ノ二五 菅原
秋雄外百四十八名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一六二号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田四ノ三〇
安藤正晴外二百十九名
紹介議員 上田 哲君

第四一六三号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願（二通）

請願者 山形市銅町二ノ一六ノ一二 井上
信夫外二百三十一名
紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一六四号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都足立区千住大川町六ノ七
岩片愛治外二百十九名
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一六五号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ三ノ一一
宮崎進外百九十六名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一六六号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市大字芝四、七二二
茂呂勝弘外百二十六名
紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一六七号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区恵比寿二ノ一ノ四
千根正昇外百九十六名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一六八号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡山町川田一、八

九六 片平美則外百五十三名

紹介議員 木村精八郎君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一六九号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 千葉県市川市国分町一、一四一

田中武外百四十三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七〇号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市南町二八九 池上三

治外百九十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七一号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝一、〇三四 石黒

照久外百五十八名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七二号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都杉並区方南一ノ一ノ一五
原田義昭外百二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七三号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都保谷市泉町五ノ二ノ八 鈴

木辰夫外百四十八名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七四号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩五ノ一ノ

一七 斎藤三郎外百四十名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七五号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 埼玉県越谷市登戸町一八ノ一二

平賀博外百五十二名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七六号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市東中山二ノ九ノ一〇

中村善次郎外百四十二名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七七号 昭和四十四年四月二十三日受理

地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都府中市是政一ノ二〇 鈴木

俊雄外百七十一名

紹介議員 近藤 信二君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七八号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市尾二、五三七ノ一

川島辰次郎外百五十七名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一七九号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都練馬区北大泉町七三六 辻

本春吉外百八十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一八〇号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 鹿児島市川上町七六三 吉満啓三

外百五十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一八一号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉中三ノ一三 白

井菊五郎外百十六名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一八二号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都足立区柳原二ノ三五 小林

助三郎外百三十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第四一八三号 昭和四十四年四月二十三日受理
地方公務員法の一部改正案（定年制）反対に関する請願

請願者 東京都豊島区南池袋二ノ三八ノ二

稲垣良次外九十四名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

へ段行 誤

正

八四末 たたとば

たとえば

九
四
九
おれ

あれ

二
一から
三
千百円

千六百円

二
四
三^二
行なわれ

行なわれる

三
一
一九
資用

費用

三
四
末
引き上げ

引き下げ

二七 二一六 税度

程度

二
四
三
階段

段階的

五十四 入下口

八
二

終わりから
充計

會計

三十一 料理等飲

料理飲食等

へ段行誤

正

第十号中正誤

2

全段行誤

正

二
一
〇
第十一

第十一条

四
三
四
府都

具

二五

昭和四十四年五月十五日印刷

昭和四十四年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局